

令和4年第2回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和4年6月14日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|----|-----------|-------------------|
| No. 1 | 9番 | 真 船 正 晃 君 | （P 6 7 ～ P 8 2） |
| No. 2 | 2番 | 大 竹 憂 子 君 | （P 8 3 ～ P 9 5） |
| No. 3 | 3番 | 鈴 木 修 君 | （P 9 6 ～ P 1 1 4） |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	教育長	秋山充司君
会計管理者兼 会計室長	関根由美君	参事兼 総務課長	真船貞君
参事兼 企画政策課長	福田修君	参事兼 財政課長	伊藤秀雄君
防災課長	和知正道君	税務課長	仁平隆太君
住民生活課長	池田早苗君	福祉課長	相川佐江子君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	今井学君
産業振興課長	相川哲也君	建設課長	相川晃君
拠点整備室長	関根隆君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（真船正康君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員について変更がありますので、ご報告いたします。本日、副村長、東宮清章君が体調不良のため欠席しておりますので、ご承知おきくださるようお願いをいたします。

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、9番真船正晃君の一般質問を許します。9番真船正晃君。

◇9番 真船正晃君

1. 道路行政について
2. 機構改革と業務の効率化について

○9番（真船正晃君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、今回の質問につきましては、2点ほどお伺いしたいと思えます。

その第1としまして、道路行政についてでございます。新雪割橋周辺整備の進捗状況と今後の整備計画についてお伺いしたいと思えます。

新雪割橋は、平成28年10月24日に起工して、約5年かかって昨年5月22日に開通ということになりました。早いもので、もう1年過ぎたというわけですが、この新雪割橋ができてから、村民はじめ多くの観光客が見に来ていただいているようであります。私もちょっと最近行けなかったんですが、先日、現地どのように変わったのか、どのように進んでいるのかということで、現地を久しぶりに見に行ってみました。私が行きましたときには、駐車場の碎石を敷いている工事をやっておりました。

それぞれ駐車場あるいは展望台、そしてトイレということで、整備するということに進んでいるはずですが、それらの周辺整備の工事の進捗状況をお伺いしたいと思えます。

なお、トイレについては、以前の一般質問でもお願いをいたしておりました。各公共施設、これから造るところについてはオストメイト対応のトイレをぜひお願いした

いということで、お願いをしておりましたが、今回のこの駐車場に設置してあります、駐車場設置、これから完成ということになるかと思いますが、そのトイレにオストメイト対応のトイレとなっているのかどうか、これについても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 9番真船正晃議員の一般質問にお答えいたします。

質問第1、道路行政についての新雪割橋周辺整備の進捗状況についてということでお答えいたします。

一昨年度から実施しております雪割橋の周辺整備事業でございますが、令和3年度分につきまして、新型コロナウイルスや世界情勢の影響により、資材の搬入の遅れが出ておりました、今年度に繰り越しして実施をしているところでございます。今年度実施している令和3年度の繰越事業につきましては、駐車場の仮整備とトイレ及び浄化槽の設置工事でございます。

多目的トイレにつきましては、かねてから議員もおっしゃっておられましたオストメイト対応でございまして、先週工事が完了したところでございます。現在は、駐車場の仮整備を実施しており、6月下旬に仮の開放ができる予定でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君の再質問を許します。9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいまの答弁でオストメイト対応のトイレを設置していただくということで、本当にありがとうございます。オストメイトの方々、村内の方々はもちろんのことでございますが、遠くからいらっしゃる観光客の方々の中には、やはりオストメイト対応のトイレを必要とされる方、大勢いらっしゃるのではないかとこのように思います。その方々も安心して新雪割橋の景観を楽しんでいただけるということで、その対応について御礼を申し上げたいと思います。

6月下旬に仮開放というただいまの答弁でありましたが、そうしますと、今年度はそのまま、要は敷砂利のままの状態駐車場、トイレ等を開放するという、利用していただけるようになるということかと思いますが、それではまだ完全な完了にはなっていないわけでありまして、その後の整備計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新雪割橋周辺整備につきましては、防衛省からの調整交付金により事業を実施しているところでございますが、令和4年度の防衛省の調整交付金につきましては、教育機関のトイレの整備に充てるため、雪割橋の周辺整備につきましては令和5年度に再開する予定となっております。

今後の事業計画では、駐車場のスペースを由井ヶ原方面の集落の方面に拡張いたしまして、舗装や照明灯の工事を行い、令和5年度末に完成する予定となっております。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ありがとうございます。

そうしますと、先日見に行ってきたときのあのスペースよりももっと広くなるということでもありますので、出来上がってからの利用、大勢の方にご利用いただけるのではないかというふうに思います。整備については引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせてであります、新雪割橋周辺整備ということで、過去にも何回か一般質問させていただいたその中に、すぐそばにあります西の郷遊歩道のことについて何回かご質問させていただきました。今回、関連施設ということでご質問させていただきますが、まず1点目が、雪割橋の展望台、あそこで私も年に4回は写真撮りに行くわけでもありますけれども、本当に雪割橋を、そしてそのバックに甲子旭岳が見えるということで、写真を撮るのには最高の場所、すばらしい展望台だというふうに感じておりますが、残念ながら心配といひますか、もっと配慮していただきたいのは、若い方は心配ないんですが、年配になられた方もやはり写真撮りたくて行かれていられる方もいらっしやいます。

当然、私らも年配に入るわけでもありますけれども、そうしますと、途中までは手すり等の要はつかまって下に下りる、かなりの傾斜になっているわけでもあります。その傾斜地を手すりとかない状態で下りていかなければならない。そして、途中になりますと手すりといひますか、つかまって下りることができるようになるわけでもありますけれども、やはりその場所がちょうど赤土で非常に滑りやすい。雨なんか降りますと、本当に私らでもちょっと転びそうになったりとかいひますので、これから梅雨の時期になったりするわけでもありますけれども、遠くから来られる方、特に新雪割橋ができてから観光客も増えていると思ひます。その方々が来たついでに西の郷遊歩道も歩いてみようかというようなことで、写真撮ったりするのに展望台を大勢の方が利用されると思ひますので、ぜひ、事故防止のためにも、またやはりそういう細かいところに配慮をしていられる西郷村を理解していただけるように、あそこには絶対に手すりをつけていただきたいなというふうに思ひますので、まず1点目としては、甲子展望台に下りていくところに手すりの設置をぜひお願ひしたいというふうに思ひます。

もう1点は、遊歩道を歩いていきますと、いろいろな看板がございます。しかし、その看板がかなり老朽化して字が見えにくくなっているものとか、あるいは以前ですと半分看板が腐ってしまっていたというようなものとか、看板がそのような状態でちょっと案内看板としてはどうかと、要は外から来られたお客様、観光客が何だろうと、西郷村はお金があつて裕福だと聞いていたんだけれども、看板、こんな看板なのかと言われるようなことのないように、ぜひ看板についても併せて整備をしていただくことをお願ひしたいと思ひますが、そのことについてお伺ひいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

展望台の手すりにつきましては、周辺整備事業に合わせて令和5年度の調整交付金

で要望を予定しているところがございますので、ご理解いただければと思います。

また、西の郷遊歩道内の看板についてでございますが、一部白いペンキが剥がれており、文字が見えづらくなっているものもございます。こちらに関しましては、現在旧雪割橋の撤去工事を行っているところでございますが、カルミヤ側から進入できないということもございますので、来年度予算計上し対応したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 撤去工事で、この前行きましたら、当然ですがストップされてきました。工事中はどなたも入りようありませんが、ぜひ、大きな予算がかかるわけではないはずですので、来年度、できるのであれば少しでも早いほうがいいわけですが、整備についてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

新雪割橋周辺整備の最後の質問ですが、これは村長にお伺いしたいと思います。

村長は、就任後初めての所信表明、平成30年5月10日の所信表明で、6つの公約をされております。その1番目に、天栄村の羽鳥湖スキー場と雪割橋を結ぶ道路を整備するというふうに述べておられます。その後、議会で2回ほど一般質問の答弁でも林道甲子鎌房線約7.2キロメートルを整備したいというような答弁をされておりますが、現在は村長、そこをどのようにお考えになっているのか。現在のお考えを聞きたいと思います。よろしくお願います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 村道由井ヶ原鎌房線のその後の考えということでお答え申し上げます。

議員も2回ほどこの件に関しましてはエールを送っていただきまして、ぜひというお話も承っております。あの雪割橋の先、天栄村まで道路が抜けますと、西郷村を結節点として会津、那須、白河の、西郷は言わば結節点でありますので、観光ルートとしてもかなり評価されるものと私は認識しておりまして、やりたいということで考えております。

そのほかには、白河羽鳥線の代替道路、あるいはレスキュー道路としての利便性もあるかと思えます。ただ、現在のところ防衛省の、私、昔は一回お話しさせていただきましたけれども、防衛省の補助事業が100%であれば整備するのも可能かなということでもありますけれども、今のところそういうお話がないものですから、現在のところ、優先順位を見ますとちょっと先送りしなければならないという状況ということで私は考えております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 今のご答弁で、その後、話がないと。あの頃は確かに那須町とかそれから西郷村、あるいは白河市、そして天栄村ですか、広域的な観光というようなことでお話があって、私も当時はそういうものができたらいいというふうに思いまして、私は令和元年の6月の定例会で一般質問させていただいて、村長は今2回とおっしゃられましたけれども、もう1回は9月にたしか15番秋山議員が質問されたか

と思います。あの頃はそういうことで、私もああ、いいなというふうに思ったんですが、今回この質問をさせていただいた基本といいますか、考えは、要はあそこの整備、本当に村のためになるのかなというようなことをちょっと疑問を感じまして、そこで出てきたのが次に質問させていただく西郷搦目線ということになるわけでありまして、次にはその西郷搦目線、こちらのほうの質問をさせていただきたいと思います。

今、村長は、話がその後進んでいないというようなお話でしたので、どういう内容でどんなことを協議されているのかお聞きしようかと思ったんですが、それはやめまして、西郷搦目線についてお伺いをいたしたいと思います。

この西郷搦目線の計画につきましては、調べましたら昭和18年2月に都市計画決定されたということで、約80年、80歳の方が生まれたときにできた計画と、決定された計画ということでありまして、年配の方でもそんな計画あったんだっけかというような方もいらっしゃるかと思います。お忘れになっている方や、若い人ですとなかなかこの西郷搦目線という言葉自体聞いたことがないという方が大半だと思います。そんな古い計画でありますので、再度、確認といいますか、分からない方々のためにも、この計画の内容と、そしてこの計画を進めていく上での経過についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 9番真船正晃議員の一般質問にお答えをいたします。

西郷搦目線についての1点目となりますが、西郷搦目線が昭和18年2月に都市計画決定された計画の内容とこれまでの経過についてでございますが、議員おただしのとおり、昭和18年2月8日に都市計画の決定がなされております。

まず、西郷搦目線の計画内容としまして、村内の西原地区の市村境付近から白河市の結城地区を結ぶ総延長5.6キロの村道と市道でございます。村の区間は国道289号と村道が交差する西原工区から西郷高原大橋の市村境となる下新田地区までの延長約1.4キロとなっております。

定住促進住宅「子安森宿舎」付近の交差点から白河市側までの688メートルについては既に完了しておりますが、西原地区から定住促進住宅「子安森宿舎」付近の交差点までの堀川を横断する区間840メートルについては、現在まで未整備区間となっております。

また、事業費については、平成30年当時の積算ではありますが、全体事業費として約18億円となっております。主な構造物といたしまして、堀川をまたぐ橋梁82メートルとなっております。

次に、これまでの経過についてでございますが、事業の実施には国交省の国庫補助事業である社会資本総合整備交付金事業での整備を予定しておりますが、西原工区が市村をまたぐ区間でありまして、白河市との負担協定の締結が必要となっております。村としても、協定の締結に向け、平成20年頃から現在まで白河市との協議を重ねてきたところでございますけれども、白河市においては市内未完成工区、白井掛、円明寺、旭町、そちらの優先度が高く、西原工区の着手については現時点において市

民の理解を得ることが難しいとの理由によりまして、協定の締結には至っていない状況となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま答弁いただきました。その内容、今回初めて聞かれた議員の方もいらっしゃるのではないかというふうに思います。要は、現在丁字路になっている新田橋、こちらからいきますとカワチ薬品を過ぎての橋のところの交差点、そこから甲子街道、そこを真っすぐ高速道の下に橋を架けてまっすぐ甲子街道、289号線に西原の三差路付近で真っすぐにぶつけるといふ計画というふうに理解しておりますが、この道路ができれば、当然例えばこの役場から、役場を起点として行こうとしても、真っすぐに新白河駅にも行けますし、そのまま大型ショッピングセンターあるいは棚倉方面、現在の高速道路のカルバートを越して、そして右折して、あるいはそのまま消防署のほうに向かっていく現在の国道289号線に行くよりは、その道路がもし完成していただけるのであれば、村民としては非常に便利で素晴らしい道路になるのではないかというふうに思います。

特に、今会津からの、会津の方々もう経済圏一緒でありますので、南会津の方々は大抵が会津若松に行くのではなくて、こちら白河方面に来ていただいている方が非常に多いと思います。お勤めももう既にこちらに求められたりする方が多いようであります。朝、見守り隊で国道289号線の歩道に立っていますと、例えば10台通ると、約、極端な言い方をすると半分が会津ナンバーと。当然、会津ナンバーの方が毎日同じような時刻に通られる方がいらっしゃいますので、その方々はお勤めがこちら、西郷とか白河、そちらに仕事に来られている方なのかなというふうに思いますが、そういう方々もとにかく利用される方、非常に多いわけであります。

したがって、その多いために朝の通勤帯ですと、昔コンビニがありました十字路、高速道路のカルバートを越えて坂を上がったあの交差点、あそこが右折車が多くなって直進車が行けないというようなことも、時間帯によってはあるようであります。相当の車が右折して新白河駅方面のほうに行っているというようなケースが見られます。そういうことを考えたりしますと、あそこに今の国道289号線よりは絶対に新しいといえますか、この西郷掬目線、こちらのほうを利用するほうが村民のためにも、あるいは利用される方々のためにも重要といえますか、非常に便利な道路になるのではないかなというふうに思います。

あともう1点、なぜ必要なのかというところで、ちょっと申し上げたいんですが、実は新田橋の交差点、非常に危険といえますか、私も何回か、えっと、冷やっとするようなこともありました。新白河駅、高原大橋のほうから来てカワチ薬品のほうに右折しようとする車が大半ですが、その右折するときカワチ薬品方面のほうから来る車、ちょうど橋が緩やかにカーブしています。したがって、ウィンカーがなかなか確認できない。そうすると、ずっと前のほうに行かないと確認が取れないというのが1点と、もう1点は、何台か車が続いてきまして、右折車、曲がったから大丈夫かと

思うと、次の車は直進車。直進車も結構多いんですよね。そんなことで、ちょっと冷やっとしたことが事実ありました。

そんな経験、私だけではないのではないかと思いますが、非常にあそこの交差点は危険であります。事実、ちょっと調べてみましましたら、大体年に一、二件といえ少くないというふうに思う方もいるかもしれませんが、毎年事故、発生しております。多い年ですと、平成30年2件、そしてあとは毎年1件ぐらいずつ事故が発生しています。

これは、皆あそこの交差点で一旦停止して、そして出会い頭にぶつかる。あるいは、一旦停止したことによって後ろから来た車に追突されたというようなケース、どちらかの理由が、全部事故があった中身を調べてみますと、そういう事故が大半でございます。要は、それだけ事故もそこの交差点、大した大きな事故、人身事故にならないような、あるいは死亡事故になるようなそういう大きい事故はないから、今のところはいいといいますか、いいわけではありませんが、そういう事故がないということでもありますけれども、やはり危険な場所であることは間違いありません。

したがって、その危険性からいいたしても、あるいはカルバート浸水、過去に大雨降って浸水して車が通行止めになってしまった、甲子街道が通行止めになっちゃったというようなこともあったと思います。そのようなことも併せて考えますと、やはりこの西郷搦目線、非常に大事な、西郷村にとって非常に大事な路線というふうに思うわけでありまして、ただいまの答弁、経過等を伺っていますと、なかなか難しい部分があるようでありまして、事業実施に至らない大きな理由、その理由が白河市との協定ということのようでありまして、事実、白河はあれだけの事業をやっていますから、逆の立場だったら、西郷のところに金を出すんだったら自分のほう、今やっているほう、これからやろうとするほうを優先だというのは、これはしようがないといえましょうがないんじゃないのかなと。そうしますと、本当に難しいのかなという感想を持ちましたが、この本事業、実施するためにはどのような問題があってできないのか、そこを改めて再確認のために、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

事業実施に至らない大きな理由といたしましては、やはり白河市との負担割合の協定締結ができていないことだと思われまします。村といたしましても、このような状況の進展を図るために、平成29年頃から県を含めて三者協議を行っておりますけれども、村と市の整備時期がお互いに難しい状況にあるということで、県としてもこの状況に大きな動きがない以上、今後も引き続き三者協議を継続していきたいという話はいただいております。

また、村としましても、その他の補助事業の検討もしてまいりましたけれども、事業採択要件には該当するものがなく、現在まで事業の実施には至っていない状況でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） やっぱり白河市がまず協定を結んでいただかないと前に進まないという大きなハードルがあるようであります。先ほども申し上げましたけれども、まだ白河、今やっているところばかりじゃなくて、円明寺、白井掛、旭町、それらの工区もまだこれからなんだということ、先ほどの答弁の中にもあったかと思いますが、非常に厳しいというふうに思うしかありませんが、しかし、何回も言いますが、西郷村にとっては大事な路線、計画だと思います。

したがって、この事業が実現できるようにするのに、この実現に向けてどのような考えを持っておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

事業の実現に向けてどのように考えているのかというおたしでございしますが、村としましても、先ほど申し上げましたが、これまで白河市との協議を続けてまいりました。しかし、協定の締結及び事業の実施に至るには難しいと考えられることから、村として県に対しまして国による直轄事業や県による代行事業での整備検討ができないかとの協議を行ってまいりました。しかし、県による代行事業として実施できる要件が、山村振興地域等であることや、何より財政力指数が低いなどの条件がありまして、県の代行事業については要件を満たすことができず、実施は困難である旨の回答を受けております。

また、仮に白河市の負担割合なしに村単独での事業実施となりますと、恐らく事業費が20億円を超えるものになると考えられますので、財政的負担も大きく、実施は難しいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 担当課長の立場では本当に難しいというふうに思われての答弁というふうに思います。確かに相手があつてのことですので、こちらだけの都合でというわけにはいきませんし、白河のあの状況、先ほども申し上げましたが、自分のところは少し我慢して西郷村に協力しようかというのは、なかなか難しいというふうに思います。なかなかというよりも、むしろ不可能なんではないかなと、何十年かの間はですね。自分のところの計画が終われば判こを押していただけるのかもしれませんが、非常に難しいというふうに思います。

難しい、難しいということになると、この西郷掘目線、本当に幻の計画になってしまふのではないかとこのように心配します。やはり西郷にとっては非常に大事な、そして重要な、ぜひ造っておきたい道路というふうに思いますが、ここで村長にお伺いをいたしたいと思いますが、村長は平成22年からでしたっけ、3年間建設課長をお務めになっていたと思います。当時の担当課長ですから、当然この西郷掘目線の内容、状況、お分かりになっていたと思いますが、今のこの動きと考え併せて、現在村長はこの西郷掘目線をどのように捉えられて、そしてこれをぜひ事業実現するためには、

どのように進めていきたいなど、いこうかというふうを考えていらっしゃるのか。そこを村長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 西郷搦目線についてお答えいたします。

議員おっしゃったように、西郷搦目線は昭和18年、都市計画決定しております。以来、もう80年経過しております。また、ボックスの中も16メートルということで抜けて、高速ボックスですね、抜けておりました、計画があるということは間違いございません。

私も都市計画課にいたときに区画整理の事業として一部搦目線の事業に携わったことがあります。そんな中で一部雇用促進住宅の前を区画整理事業というような中で事業実施したところであります。

この問題は非常に難しい問題であります。まずは防衛省に補助事業ないかということで一度お話しして、車両が通っているかどうかとか調査していただきましたけれども、大変厳しいということで防衛省の補助には至らなかった経緯もあります。

また、令和3年5月に知事との意見交換会の中で、ぜひとも搦目線お願いしますということをお話しさせていただきました。令和3年5月ですね、こちらへおいでいただいたときに、村としても将来的な都市計画を進める上でお願いしますということをお話ししましたらば、知事は動いてくれて、結局県南建設事務所、白河市と、西郷村、よく三者協議してやってくださいということでありました。

そんな中で、県の代行というお話もさせていただきましたけれども、先ほど課長答弁しましたように、村は山村振興になっていきますけれども、市はなっていないんですよ。また、財政力指数、私の記憶では0.4以下ということになっておりまして、県の代行というのは非常に難しいということでもあります。であれば、国交省とか防衛省という選択肢もありますけれども、まずはそういった、また白河の事情があります。白井掛、円明寺、旭町、3工区、本当に建物が密集しております、補償費だけでも相当の金がかかるかと思えます。議員も理解しているように、やはり自分のところを先に整備するのが筋かなと思ひまして、費用負担割は約65、西郷村が65、白河市が35、そういった費用負担割合になっております。

いずれにしても、これが結城まで抜けると本当にすばらしい経済効果も期待できるということはあると思います。私としてもやりたい気持ちはありますけれども、まずは村が負担軽くできて、国・県に施工してもらうのが一番でありまして、引き続きそういった努力をしてみたいと考えております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 今、当時のことも含めてご説明いただきました。お話聞いても、やっぱりなかなか厳しいなというところは、私自身も村長もまたお聞きになった皆さんも感じられたことだと思います。したがって、現状のままで白河市の判こ待ちでは前に進まない。本当に幻の計画になってしまう。じゃ何ができるんだということを考えていくしかないのかなというふうに思います。そこで、今村長にお聞きしたわけで

ありますけれども。

以前、新雪割橋は、たしか玄葉先生にご協力いただいでできるようになったというような話を伺ったと思います。やはり事務方同士の話だけでは前には絶対進まないと思います。したがって、やはり地元選出の国会議員の先生方、あるいは県会議員の先生方、それら先生方のお力もお借りする必要は必ず出てくるというふうに思います。それらの力をお借りしながら、雪割橋が昨年終わりました、その後も一部防衛省の予算頂いての事業残っていますけれども、大きな事業は雪割橋で終わったわけでありますので、その後の事業として、ぜひここを防衛省をはじめ、今村長の答弁にもありましたけれども、国・県に要望していくこと、それしかないのかなというふうに思います。

そのためには、今、村長に決意のほども述べていただきましたけれども、やはり村長は村のトップセールスマンであります。先ほど言いましたように事務方がいくらやっても、いや要領がこうなっていますよ、こうなっていますということであれば、もう前に進みません。したがって、そこを打開していくのはやはり政治の力、政治力だというふうに思います。この計画が実行できるかどうかは、村長の腕にかかっているのではないかというふうに思いますので、ぜひ庁舎を出て、どンドン外に出ていただいて、補助金の獲得等に努力していただくことを今回もお願いを申し上げたいと思います。これらの事業、本当に村民のためにもぜひ完成、計画達成させていただく、計画を実行していただくということのためには、もう一つ必要なのは、やはり政治力と併せて、村民がああ道路はぜひ造ってほしいんだという、村民がみんなで声を上げられるような、声を上げて国なりを動かすような、県を動かすような、そういう運動をひとつぜひ考えてみてはどうなのかなというふうに思います。

村民が、あそこに造らないほうがいいという方はまずいないと思います。例えばあそこをそういう計画があったのを、ぜひやってほしいという賛同の例えば署名運動とか、大勢の、2万村民の方が全員が署名して、そして要望していくと。各先生方も必ずそうすると動かなくてはならないということになるかと思えます。そういうようなこともひとつアイデアとして考えていただきながら、ぜひこの計画は実行できるようにしていただきたいなというふうに思います。当然、議員・議会も村長がやるんだということであれば、反対する人はいないはずですから、議会と一緒にやってくればというふうに思いますので、ぜひ村長のご活躍といえますか、ご奮闘を要望しまして、1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問にこれから入らせていただくわけでありますが、質問の中に人事異動の部分がございます。人事権は村長の専権事項ということであることは理解している上で、また昨日11番矢吹議員の質問と重複する部分があるかと思えますが、それらについてはご了承いただいて、質問に入らせていただきたいと思えます。

まず、2点目の機構改革と業務の効率化についてということであります。

令和4年度職員採用されたわけでありますが、まずこの新採用職員の採用状況につ

いてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 真船正晃議員の一般質問にお答えします。

令和4年4月1日付の新規職員の採用状況でございますが、一般行政職が6名、保健師が3名の合計9名の採用となっております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま9名の採用ということですが、この中で西郷出身者が何名ぐらいいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

9名のうち一般行政職6名でございますが、そのうちの4名、また保健師3名のうちの2名がそれぞれ村出身者となっております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ありがとうございます。

村出身者の方もかなりいらっしゃるということで、安心したといえますか、地元の方も受けていただいて、合格されて採用されているんだなということで理解をいたしました。

次、採用状況は分かりましたので、その次に、本年3月25日付で福島労働局から障がい者雇用の勧告というものを受けた市町村の報道がございました。報道によりますと、2021年6月1日時点で法定雇用率2.6%に達しなかった機関、これ市町村ということではなくて機関ということになっておりますが、採用計画を求め、2021年1月から1年間の計画期間終了までに改善が見られなかった21機関、この21機関といいますのは県内18市町村のほかに会津若松の広域圏整備組合、それから天栄村の教育委員会、相馬方部の衛生組合という合わせて21機関というふうに報道されておりましたが、それらの機関に勧告されたもので、残念ながら当村も西白河郡内唯一この勧告を受けてしまったということですが、そのことについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律により、法定雇用率以上の障がい者の雇用が義務づけられております。西郷村におきまして、西郷村の法定雇用率ですが、2.6%に対して実雇用率が1.63%と基準を満たしていないということで、ただいま議員のご指摘もありましたとおり、令和4年3月25日付で福島労働局長より勧告を受けた次第でございます。

障がい者の採用につきましては、障がい者枠ということで一般行政職試験とは別に試験を設けまして、新卒に限らず年齢要件に幅を持たせて募集しているところでございますが、近年の状況を申し上げますと、平成29年度から応募自体がないといった状況が続いておりました。昨年行った募集において久しぶりに1名の応募があったと

いうことでしたが、採用試験を実施しましたところ、残念ながら採用基準を満たさずに採用に至っていないという状況でございます。

障がい者につきましては、国や地方公共団体だけでなく、民間企業にも法定雇用率以上の雇用が義務づけられておりまして、特に民間企業にあつては法定雇用率を達成していない事業主に対して雇用納付金が徴収される制度も設けられていることから、近年はどこの事業主さんも懸命に雇用に努めているといったことがございます。こうしたことが応募自体を少なくしている要因の一因ではないかというふうに思っているところでもあります。

いずれにしましても、法定雇用率を満たしていない状況でございますので、今後も引き続き法定雇用率を達成できるように村としても努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま答弁いただきました。

新聞に載ってしまいますと、ちょっとイメージ、せっかく西郷村、いいところだということだと思っていられる方が多いかと思えます。そういう方も、あら、西郷村、ましてや経営力日本一になったというようなこともありましたので、なおのこと、やはり努力されているの結果というふうには理解はしますが、引き続きで努力をして、まず新聞に載ることのないように、いいやつで載るのは大いに結構なんですけど、ぜひ頑張ってくださいと思います。

特に、企業にはペナルティーがあるということで今お話ありましたので、聞くところによりますと、企業あたりではやっぱり青田買いしているという、もう高校3年生になったら、つばをつけるという言い方は不適切かもしれませんが、そのぐらいの努力をしてペナルティーを逃れ、また企業イメージですのね、あそこの企業は法定雇用率を達成していないんだなんていうことが出ないように当然頑張っているわけでありまして、ぜひ村としても来年はそういうことのないように、引き続き努力をお願いをいたしたいというふうに思います。

続きましての質問であります、令和4年4月1日付人事異動及び機構改革についてお伺いしたいと思います。

人事異動は、毎年退職者分のカバーのほか、組織の活性化や各職員のモチベーションアップ、そして各事業計画達成させるためなど、いろいろな理由の下でどこでも毎年実施しているものと思いますが、今回の人事異動では、14課2局2室の計18所属あるうち、4分の1以上となる5課が課長と課長補佐が同時に異動ということになっています。さらに、この5課のうち1課については、ワンツースリー、課長、課長補佐、係長まで同時異動というようなことの、異常といいますか、そういう異動がありました。正直、それを見ましてびっくりといいますか、驚いたのが正直なところあります。なぜこのような人事異動になってしまったのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員も先ほどおっしゃいましたように、この人事異動につきましては、首長の専権事項であります。その件はご理解いただきたいと思っております。それを踏まえてお答えできる範囲でお答えしたいと思っております。まずもって専権事項であるということでありませぬ。

この件につきましては、昨日の矢吹議員の一般質問に対する答弁の内容と一部重複いたしますが、課長や課長補佐の異動が多かった理由としまして、先ほど申し上げました課長職4名の定年退職の欠員補充が挙げられます。課長ポストに欠員が出ますと、主幹・課長補佐ポストから課長への昇任辞令を発出する必要が出てまいりますし、さらにはその空席となった課長補佐のポストを補充する必要も出てまいります。今回、課長職に4名の空席が生じたので、適材適所を心がけながら人事を行った結果として、上のポジションの職員の異動が多くなってしまったということですので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 2番の質問で最初に村長の専権事項だということで申し上げ、まずおわびを申し上げたわけでありませぬが、その理由と申しますか、なぜ今回質問せざるを得なかったのかというのは、まず1点は、先ほど言いましたように、あまりにもそういう課が多いということが1点で、今お聞きしたわけでありませぬ。

2点目は、今回の人事で上のポジション、要は課長、課長補佐、軒並み入れ替わってしまった、その部署の残された職員の方々の心身の負担、それが住民サービス低下につながるということを心配するからでありませぬ。

また、異動されていく方も、新しいところへ行っての心配というのはあるかと思っておりますが、課長・課長補佐、昨日矢吹議員がおっしゃったことと同じなんです、やっぱり基本的には課長が動かざるを得ないのであれば、課長補佐はできるだけ動かさないというのが私は基本ではないかというふうに思ったものですから、そう「ん？」というふうに感じたわけでありませぬ。

このことで、今申し上げたような残された方の心身の負担あるいは住民サービスの低下、そして業務の効率化や事業継続についてはどう考えられているのかをお伺いしたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま9番真船正晃君の一般質問の途中ではありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

9番真船正晃君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

上のポジションが軒並み入れ替わってしまった部署においては、短期的に見ますと課長をはじめとした職員に通常よりも負担をかけてしまったり、また住民の皆様がご不便を感じてしまうといったこともあるかもしれませんが、適材適所の観点から期待に応えていただけるものと職員を信頼しておりますし、長期的な観点から住民サービスに資する人事を行っていると思っております。

最後には、さらなる住民サービスの向上に職員の指導をしてみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） それでは、ここで今回の機構改革で唯一の再編の対象となった産業振興課についてお伺いしたいと思います。人事異動から明日でちょうど2か月半ということになりますけれども、再編して1係を増やし、職員も前年度と比較しますと1名増の12名配置ということのようではありますが、そこで、1係増えたことによりまして前年と比べてどう変わったのか、また12月の定例会でも申し上げましたが、人員どうなんだというようなことで一般質問をしましたがけれども、そのような少ない状況の中で幅広い業務をどのようにして対応されているのか、担当課長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 9番真船正晃君の一般質問にお答えいたします。

ただいまの産業振興課の係が3係から4係に変わってどのようになったのかのご質問にお答えいたします。

令和4年度から、産業振興課の係の体制が商工係、農政係、農地林務係、観光係の4係となり、業務の細分化が図られたところでございます。実質的には、農林部門が主にソフト事業を受け持つ農政係とハード事業を受け持つ農地林務係の2つに分割され、農業の振興・普及と農業用水路や山林の整備に分けて業務を遂行することとなっております。農林部門につきましては、業務の範囲が広いため、2係体制で見るとはよりチェック機能が働き、業務の進捗管理等、効率的な組織体制ではないかと思っております。

住民等からの要望につきましては、課員全体で横断的に業務をカバーし、係という枠をとらわれず担当を割り振って業務を行っているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいまの答弁で、横断的に全員でカバーしているという状況を答弁いただきました。産業振興課は本当に間口が広い課で、これは12月にも申し上げましたが、それと同時に、現場対応が非常に多いということは、私、農家としましても十分に理解しているところであります。

そのような状況の中で、実際職員のやりくりは大変ではないかというふうに思いますが、産業振興課の業務の中で、私も先日ハクビシンを確保したことでお世話になったわけでありましたが、そのときに2名の職員が、月曜日の朝一番の電話にもかかわら

ず、忙しい中、対応していただきましたけれども、本当に広い、幅広い業務の中で、2人体制で行かなくちゃならない。1人であれば、1人は事務所に残れるわけですが、2人体制で行かなくちゃならない、対応しなくちゃならない業務というのは、どういうものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

産業振興課の業務は、主に現場での仕事が多く、また突発的、緊急的に外出して対応しなければならない業務も多いことから、事務所に職員が残っておらず、来庁者へは後ほど改めての対応となってしまうことがございます。

主に2人以上で現場に赴く業務といたしましては、まず農地林務係では、道路・水路維持補修要望等の現場確認、用地交渉、境界立会い、農道・水路の破損、林地開発に伴う太陽光発電所のドローンによる現場確認等、さらに農政係では、有害鳥獣出現の現場確認、わな設置、特に最近では、正晃議員もおっしゃいました有害鳥獣関係の業務はほぼ毎日のように住民からの連絡があるところでございまして、即時対応しているところでございます。

また、牛ワクチン接種業務、農地の現場確認、大雨・霜・大雪時の災害被害等の確認、商工係につきましては、企業誘致、企業訪問、事業所との交渉・折衝・記録等、観光係におきましては、観光イベント、村有施設の維持管理などがございまして、現場に行くときは大体7割から8割程度の割合で2人体制での出張命令となっているところでございます。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） ただいま、どうしても2人対応でやらなければならないという業務とお聞きしたわけでありまして。確かに各課、本当に間口が広く、そしてやっぱり一番は住民の方からの電話、苦情等あったときには即対応しなくちゃならないということで、やはり外に出る機会が多いということが一番大変なのかなというふうに思います。事務所の中での仕事だけでは済まないというところが、それも緊急の対応をしなくちゃならないというようなことがあるのか、あるいは多かろうと思いますので、各職員本当に大変ではないかというふうに思っております。

現状、今お聞きしたような状況でありますので、執行部につきましては、ぜひそのような状況をご理解をいただいて、要は住民サービス低下につながらないように、どうなっているんだというのを見ていただいて、緊急的な対応をすとかいうようなことをぜひ、検討じゃなくて実施をしていただければということをお願いを申し上げたいというふうに思います。

なお、課長につきましては、本当に大変だとは思いますが、各住民の方々の対応についてはひとつ問題のないように、そして即実施、対応していただくことをお願いしたいと思います。

この今の振興課のお話、伺いましたけれども、現在何もないからいいんですね。これがいざ災害が発生したら、本当に大変なことになると思います。それぞれの各課、

例えば太陽光の建設現場で崩落事故があったとか、水田が大雨のために被害があったとか、いろいろなことがあり得ます。災害がないから何とか回っているかと思いますが、もしちょっとした大きな災害があったら、業務は完全に回らなくなってしまうのではないかというところを心配しますので、再度執行部につきましてはぜひよく各課の内情を見ていただいて、対応していただくことをお願いをいたしたいと思います。

最後になりますが、機構改革の見直しについてお伺いしたいと思います。

今回の機構改革では、今答弁いただいた産業振興課の係を1つ増やしたわけでありますがけれども、産業振興課の間口は、何回も言いますが、本当に広くて、1係増やしたということだけではその解消にはならないというふうに思います。昨年12月定例会でも申し上げましたが、やはり今の産業振興課は、農政部門と商工観光部門に2つに分割すべきではないかと。これは、要は平成31年4月1日に村長が大機構改革をされましたけれども、要はその前の形ということになろうかと思いますが、やはり分割して対応していただいたほうがいいのではないかというふうに思いますので、前回もお聞きしましたが、今回も改めて村長にお伺いをしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 組織の見直しにつきましては、一度行ってそれで終わりということではないと思っております。住民のニーズも絶えず変わってきておりますので、現状を精査し、組織の見直し、再見直しは今後も柔軟に行ってまいりたいという基本的な考えを持っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 柔軟に行っていくということで、柔軟に実施をしますというふうに、私はいいほうに理解をしたいと思いますけれども、やはりそうしていただくことが住民サービスの向上、要は低下のないようにしていただくこと、それが一番だと思います。一番の基本だと思います。それらを十分に考えていただいて、これはいつでも、すぐにでもやれるということではないかもしれませんが、やはり時機を見て、タイミングを見て、ぜひ直すべきところは直して、住民サービスがさらに向上できるようにやっていただくことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君の一般質問は終わりました。

次に、通告第5、2番大竹憂子君の一般質問を許します。2番大竹憂子君。

◇ 2 番 大竹憂子君

1. 新型コロナ感染症について
2. 太陽光発電所について

○ 2 番（大竹憂子君） 2 番大竹憂子。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、質問第 1、新型コロナウイルス感染症について伺います。

昨日、11 番矢吹議員と重複するところは一部割愛させていただきたいと思います。

1 点目、村内の感染状況についてですが、昨日、村内の感染者数が令和 4 年 6 月 6 日現在で 595 人と答弁でした。また、資料も頂いたので、年代別の感染状況も分かりました。ですが、日々西郷村村内においても感染者が出ており、濃厚接触者になる方も多くなるかと思えます。以前とは判断基準や PCR 検査の範囲など変わってきているのかと思えますので、そこで、濃厚接触者の判断基準、濃厚接触者の方への対応要請、または PCR 検査について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 2 番大竹憂子議員の新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者等の対応についてのご質問にお答えをいたします。

現在、濃厚接触者につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した陽性者の同居家族の方及び 1 メートル以内でマスクなしで 15 分以上接触した方が該当いたします。濃厚接触者の方には、発症日または住居内での感染対策を講じた日のいずれか遅い日をゼロ日として、その翌日から 7 日間の自宅待機が要請されます。

この期間中は健康観察を実施していただき、感染の症状が出た場合は医療機関を受診し、医師の判断により PCR 検査または抗原検査が実施されます。

なお、感染症陽性者の疫学調査中に既に濃厚接触者に臨床症状が出ている場合につきましては、保健福祉事務所の所長の判断により、みなし陽性者と判断され、感染症陽性者としての対応がなされております。

なお、職場や学校等で濃厚接触者となった方への行政検査、PCR 検査等につきましては、実施するかどうかにつきましては、各事例に応じまして積極的疫学調査の結果を基に各保健福祉事務所が実施の可否を判断をしております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君の再質問を許します。2 番大竹憂子君。

○ 2 番（大竹憂子君） ただいま、症状が出てから検査実施とのことでしたが、症状がなくても検査を希望される方への対応はどのようにされているのか。また、村独自では何か対応しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

濃厚接触者の方で症状がない方につきましては、前は昨年ぐらいまでは行政検査ということで対応されていたんですけども、現在は疫学調査の結果に応じて、その各事例に応じて、検査をするかどうかは保健福祉事務所で判断しているということでご

ございます。

また、濃厚接触者ではなくて、症状がなくて、不安を感じて検査をしたいという方につきましては、昨年の暮れから福島県のほうで無料によるPCR検査、抗原検査が実施をされておるところでございます。現在も継続をしているということでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 課長、すみません、村独自では何かされているのかというのを教えてくださいたいと思います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 教えてくださいます。

村のほうでは、予算のほうをご承認いただきまして、抗原検査キット等を購入して、今在庫というかストックをしている状況でございます。状況に応じて、住民の皆様からご要望があれば、それを随時出すように準備はしておるんですけども、PCR検査、抗原検査につきましては、県のほうがそういった無償の事業を実施しておりますので、その予備的な形で予算を執行、承認いただいてストックしている状況でございますので、今のところまだ住民の皆様からそういった要望がないものですから、そのままストックしている状況でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 昨日、やまぶき荘の件が出ましたが、保健福祉事務所所長の判断により検査するかしないかということだったんですが、やまぶき荘の場合は、どこまでといたしますか、範囲、どこまでの方が検査されたのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 教えてくださいます。

太陽の国管理センターの所長から6月10日付で村のほうにやまぶき荘でクラスターが発生しましたというような連絡をいただきまして、現在、県のほうの感染症対策チーム、県立医大のほうの先生方が入って実地指導を行っているというような報告を受けまして、その後、県のほうに確認したんですけども、現在利用者の方と職員の方全員の検査が終わって、結果、今のところ新聞報道のとおり、職員4名、入居者5名の感染が判明したということで、検査につきましては全員既に終わっているというふうに聞いております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 全員終わっているということで、ほっとはしますが、学校等とかいろんな面でも、やはり団体的な場所だったりするときに、この判断基準、範囲ですよ、それがやはり難しい点があるのかなというふうに思いました。

2点目の質問ですが、ワクチン接種状況についてですが、これも昨日、令和4年6月7日現在、3回目接種率が約75%、また年代別の接種率も答弁されましたが、ワクチン接種後の副反応について伺います。

問診票に、ワクチン接種時の副反応記載事項がありますが、どのような副反応があ

ったか、村として独自に調査などを行っているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） ワクチン接種後の副反応についてのご質問にお答えをいたします。

まず、副反応についての村独自での調査というのは実施しておりません。ワクチンを接種した方からは、一般的な副反応症状であります頭痛・発熱・だるさ・痛み・悪寒などがあったというような報告はいただいております。

議員おただしのとおり、問診票のほうにワクチン接種時の副反応を記載する項目がございます。先ほど申したような一般的な副反応であった場合には、医師が問診をしまして、その医師の判断により2回目、3回目の接種が実施されているところでございます。

今回の1回目から3回目の接種では、予診票を活用した副反応の調査は実施しておりませんが、今後、予診票の活用によるデータベース化を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、ワクチンの副反応につきましては、国のほうで症例が示されております。ファイザー製のワクチンで約50%以上の方が接種部の痛み、疲労、頭痛、10%から50%の方で筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ、1から10%の方で吐き気、嘔吐が出ているという報告がございます。

また、モデルナのワクチンでは、50%以上の方に接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛、10から50%の方に関節痛、悪寒、吐き気、嘔吐、リンパ節症、発熱、接種部位の腫れ、発赤、紅斑、1から10%の方に接種後7日以降の接種部位の痛み等が見られていることが示されており、症状に対しては対症療法で回復がされているというような報告でございます。

今後もワクチンの有効性の周知を図りまして、接種対象者の方が適切な判断ができるよう丁寧な説明を心がけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいま、今後、予診票の活用によるデータベース化を検討していくとの答弁でしたので、今おっしゃったように国から示されているような、こういうデータの数字を示されると、副反応についての不安解消にもつながるのかなとは思いますが、ぜひ村としてもデータベース化をお願いしたいと思っております。

では、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種状況について、村としては把握しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 新型コロナウイルス感染者がワクチンを接種したかどうかというご質問かと思っております。これについてお答えを申し上げます。

新型コロナの感染者の方がワクチン接種をしたかどうかの有無について、村独自で調査は実施しておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省のほうでは、ワクチン接種歴別の新規陽性者数を公表しております。それによりますと、接種歴別の10万人当たりの新規陽性者は、どの年代においても接種回数が増えるほど陽性者が減っていく状況となっておるということで、ワクチン接種により感染リスクが下がっているというような数値的なデータが示されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいま厚生労働省のほうからの公表されたものということですが、その中では、死亡率でしたり重症率なども公表されているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

死亡率、重症化率につきましては、手持ちの資料では数値的なちよっと示し方ではなくて、グラフでの示し方になってしまうんですけども、昨年までの緊急事態宣言期間中等の感染者の数に比べて、重症化の方、死亡をされた方の数について、グラフを見る限り今年度当初のほうからオミクロン株が大流行しまして、感染者数というのは昨年の緊急事態宣言よりも2倍とか3倍ぐらいの感染者が出ているわけでございますけれども、それにして重症化をする方、亡くなった方については頭打ち状態になっているということから、かなり重症化率、あと死亡率はワクチンの接種によって下がっているんだろうというのが読み取れるというのが分かるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいま答弁いただいたとおり、ワクチン接種によつての効果というものも示されたのかなと思います。

では、3点目の質問に移りますが、ワクチン接種の案内方法について伺います。

実をいいますと、4月の頭ぐらいでしたか、ちょっと私、友達に相談を受けまして、白河から昨年の暮れに、12月頃に移住しまして、いまだに3回目のワクチン接種の案内が来ないんですけどもどうすればいいんですかというので、ちょっと、そうですね、保健福祉センターの窓口のほうに伺って、職員の方からお話を聞いたんですけども、移住された方は申請しないとワクチン接種ができない、ワクチン券が渡されないということがそこで分かったんですけども、そのときのちょっと対応だったんですけども、それは、じゃどういう形で周知しているのかと聞いたところ、多分ですが、多分ホームページに載っていると思いますというような対応だったんですよ。

ですから、やはりその曖昧な対応にちょっと私もびっくりしまして、移住したときに事前に何かそういった案内というか、できる場所というのはないのかと思ひまして、それで今現在、村としましては、そういった移住されてきた方、転入された方に対してどのような案内をしているのかを伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、保健福祉センター窓口におけます職員の対応により、不快な思いをされた住民の方がいらっしゃったことに対しまして、深くおわびを申し上げます。今後は丁寧な対応を心がけるよう指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

西郷村に転入してきた方の接種券の発行方法、あとその周知についてでございますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、住民登録のある市町村から発行される接種券があれば、居住地でワクチンが接種、全国どこでもできるというようなシステムになっております。また、他市町村から村内に転入された方の接種券の発行につきましては、転入前の市町村でのワクチンの接種状況を確認する必要が生じるため、健康推進課窓口のほうにお越しいただきまして申請をしていただいて、確認の上、村から接種券を発行しているような状況でございます。

そういったことにつきましては、なかなか転入者の方、まだ西郷に来られて間もないので、そういった広報も見えていない方も多くいらっしゃると思います。なるべく村、私たちとしましては、転入者のそういった接種券の発行について、ホームページや防災 i n f o にしごう等、あとまた全戸配布のチラシを出させていただいたりといった周知をさせていただいておりますけれども、なかなか徹底してなくて、そういったご迷惑をおかけした事実もあるというふうに認識しておるところでございます。

今後は、そういった転入者の方につきましても、例えば転入届を出したときに周知をできるような体制を担当課のほうと連携をして実施できるように考えていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほう賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） これからはということで今おっしゃっていましたが、昨年の秋ぐらいから転入されて現在までの方たち、この方たちへの案内はどのようにしていこうというふうに考えているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

昨年来、1回目、2回目接種後に転入された方につきましては、引き続きホームページ、あと防災 i n f o にしごう、あと状況によっては回覧、全戸行政区回覧等を利用しまして、周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 昨年秋口から転入された方というのは、それほど多い人数ではないかと思うんですよ。ですから、案内という形だけで何かこう通知したりとか、そういうことも考えていただけたらありがたいかなと思います。

また、転入届けに来た際に、要するに転入届の窓口とこのワクチン接種に関しての窓口が庁舎が別々ではあるので、そういったことも転入届けの際に改めてあちらに、保健福祉センターのほうへということで案内、また場所の案内などもやはりしていただけたら、住民には優しいのではないかと思います。せっかく移住して下さっても、

行政サービスがうまくいっていないと、やはりがっかりしてしまうと思うので、そういう点でもちょっとした優しさで行政サービスを上手にやっていていただきたいと皆さんにお願いして、新型コロナウイルス感染症についての質問は以上で終わります。

続いて、質問第2の太陽光発電所について伺います。

今までも、そうですね、皆さん同僚議員のほうからもいろいろ質問が出たりしています。そして、私も令和3年第4回定例会において、太陽光発電所について一般質問させていただきました。

その中で、内容について一部答弁をいただけなかった点がありましたので、今回改めて質問させていただきます。

まず、太陽光発電所の業者の法人形態について、以前合同会社ということで質問したんですが、その合同会社は村内に何社あるかという質問に対しての答弁をいただいたのが、登記簿の調査を行うことでありましたが、村はその後調査されているのか。また、調査しているのであれば、何社あったのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 2番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

合同会社の数についてということでございますが、まずはじめに、合同会社について簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

合同会社とは、日本における会社形態の一つでございます。合同という呼び名から、いわゆる共同企業体、JVのように複数の異なる企業が共同で事業を行う組織とは違っておりまして、2006年の新会社法により新しく設けられた会社形態となっております。

特徴といたしましては、出資者が経営者となり、出資した全ての社員に会社の経営の決定権がございます。また、株式会社と比較して、設立手続が簡易で、なおかつ設立費用や設立後のランニングコストが安価であるというメリットがあるということでございます。

ただいまご質問にありました令和3年第4回定例会においてご質疑いただきました西郷村内において1,000キロワット以上の規模の太陽光発電である、いわゆるメガソーラーとされる太陽光発電事業所のうち、令和3年12月とそのときに取得できなかった一部についてでございますけれども、その後、法人登記簿謄本等を取得をし、確認しましたところ、令和4年6月現在で合同会社につきましては5社あることを村において確認したところでございます。

なお、複数の異なる企業が共同で行ういわゆるJVが実施しているメガソーラー発電事業は、村内では確認をされていないところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま2番大竹憂子君の一般質問の途中ではありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

2番大竹憂子君の一般質問を許します。2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 休憩前に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

続きましてですが、馬場坂地区の株式会社そら' p及びNOBSP合同会社において、送電線や地下ケーブルなどの工事が遅れていると聞きました。理由として、送電線を設置する土地が民地であるため、土地主とのトラブルがあったり一部交渉が難航しているという話も聞きました。村では、毎月建設中の各太陽光発電所の写真撮影などを行っていますので、村はこの工事が遅れているということについて何か情報をお持ちであるか伺います。

また、ただいま申し上げました太陽光発電所の造成工事などの進み具合についても村はどのような調査を行っているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

株式会社そら' p及びNOBSP合同会社において工事が遅れている理由ということでございますが、それにつきまして、あくまで一般論ではございますが、太陽光発電事業は民間事業者が行う工事でありますので、法令等に基づく許可の範囲内において行うことにつきましては、事業者自らが進捗管理を行うものとなっております、事業者からは村への工事進捗状況などの報告義務は課されていないところでございます。

しかしながら、今般の太陽光発電事業の工事において、一部の事業者の施工管理等に問題があり、大雨時などに付近の道路や農地に土砂を流出させるなどの問題がございました。このため、村議会議員の皆様方や村民の方々の太陽光発電事業者を見る目も一層厳しいものがございます。村といたしましても、県南地区の林地開発の許可等を所管しております福島県県南農林事務所などと協同で太陽光発電事業者の施工現場への立入調査を実施するとともに、役場内におきましても複数課の協力体制により、ドローン機を用いて定期的に事業用地内の撮影調査を実施しているところでございます。おただしの太陽光発電事業者の事業の進捗状況につきましては、先ほど申し上げました目視での調査のほか、林地開発の許可権者であります県を通じまして、その把握に努めているところでございます。

一部事業者が示した施工計画に遅れがある理由といたしましては、県に確認したところ、事業実施に伴う各種関係機関との手続等に不測の時間を要しているというようなことでの理由により、遅延が生じているとのことでしたので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 最後の質問をさせていただきます。

事業主と地元地権者との間でのトラブルはないということでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村といたしまして、株式会社そら' p 及びNOBSP 合同会社の事業用地における送電線や地下埋設ケーブル等についてのトラブルなどの報告は受けておらず、現在把握はしておりません。今後、地域住民の方が太陽光発電事業に伴う不安や心配事など困ったことがありましたら、村にご相談いただければ、各種関係機関と協議・連携しながら問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君。

○2 番（大竹憂子君） ただいまの答弁で、村のほうに相談があればということでしたので、気軽に村民はそういったことで村のほうに相談をして、対応してくださるということによろしいのでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君。

○2 番（大竹憂子君） では、続きまして令和3年7月19日に西郷村議会常任委員会のほうで所管事務調査に向かいましたが、そのときに合同会社S J ソーラー白河を視察したときなんですが、そのときに地面が土砂などで形態といいますか、形跡が変わっていたという事実があります。その後、修繕されているのか、確認は行っているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和3年7月19日に実施いたしました村議会所管事務調査時に、合同会社S J ソーラー白河事業所内の敷地内で土砂が雨水等で流されたところが見受けられたというところがございますけれども、現在は、整地された後に太陽光パネルが設置されている状況でございます。なお、その地面には緑化用の種子がまかれ、草が芽吹いているのを令和4年5月19日に実施いたしましたドローンでの空撮と事業者から提出いただきました写真にて確認しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 2 番大竹憂子君。

○2 番（大竹憂子君） 確認していただいているということでしたので、また春になってから確認をしているということだったんですが、そのS J ソーラー白河について再度質問いたします。

先ほどの答弁いただきまして、また所管事務調査のとき、その際に調整池の中に事業用地内からの土砂が流れていたんですが、それを議員皆さんが確認していました。

その後、その土砂が撤去されているのか、またどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

調整池の土砂でございますが、調整池の役割といたしまして、事業用地内に降った雨水などによって土砂などが事業用地外に流出されるのを防ぐこと。また、雨水など

を一時的にためて河川等への雨水の流出量を調整することにより、洪水被害の発生を防止する役目がございます。

なお、調整池の機能を維持するためには、しゅんせつという、いわゆる土砂を調整池から撤去する作業が定期的に必要となります。議員おただしの調整池内の土砂でございますが、村で実施いたしました令和4年5月19日のドローンでの空撮による確認及び事業者からの聞き取り調査を実施しましたところ、現在、若干の土砂の堆積はあるものの、昨年7月に実施いたしました所管事務調査のときから2回ほどしゅんせつを行ったとの報告を受けているところでございます。

また、事業者といたしましても、施設内の定期的な巡回を実施しており、今後必要に応じて調整池内の土砂の撤去を実施する予定でありますと回答を得ているところでございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 定期的に撤去していただけるということで、昨年7月から2回の撤去を行ったというお話ですので、今現在は調整池のほうでの土砂は見られないのかとは思いますが、今後もその辺は村として確認、監視ですね、監視していただきたいと思っております。

続きまして、羽太地区のブルーキャピタルの太陽光発電所の件ですが、私が直接事業者から聞いた話で前回、第4回定例議会のときに、令和3年12月24日に調整池が完成するということでしたが村では確認しているのかと伺ったんですが、それに対しての答弁もいただいていませんので、その件に関して確認をしているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

株式会社ブルーキャピタルマネジメントの太陽光発電事業でございますけれども、こちらにつきましても、林地開発を所管しております福島県南農林事務所に確認いたしましたところ、令和4年6月9日現在、造成工事につきましては中止命令中でございます。調整池3基の建設を先行して実施している状況であり、今後、調整池完成後に現地確認を実施する予定となっているという回答を得ているところでございます。村といたしましても、令和3年6月17日からは事業用地内で作業を行った日につきましても、その翌日に作業日報及び現場の状況写真を事業所から電子メールにて報告を受け、林地開発の進捗状況の把握に努めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） その確認をしているということで、電子メールにて村のほうに報告を受けているということで、安心していいのかなとは思いますが、やはり現地に行って、見ていただく。これが大事だと思いますので、ぜひ今後も監視をお願いしたいと思います。

それと、先ほどの調整池の件で以前私がその12月24日というお話を聞いたときに、今現在設置してある太陽光パネルを全て撤去するという話を伺いました。その

太陽光パネルは、現在は撤去されているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

太陽光パネルの撤去ということでございますけれども、太陽光パネルの撤去について、村から直接事業者を確認をいたしました。そのところ、林地開発の中止命令中であり、防災施設である調整池以外の工事は実施できないという状況であるとのことでございます。

今後、調整池の建設が完成し、福島県県南農林事務所の現地確認等が終了し、中止命令が解除となりましたらば、順次先行して設置してある太陽光パネルの撤去を行う予定との回答を得ておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 現在も撤去されていないということで、災害なんかがあったときに、やはり撤去していないそのパネル、実際私も見ましたが、とても雑な設置の仕方をしているパネルです。なので、万が一災害が起きたときなどに何か起こるのではないかという心配があります。なので、本当は早く撤去してほしいという気持ちはありますが、中止命令中はできないということなので、仕方ないのかとは思いますが、これは村のほうとしてもやっぱり災害につながるのは怖いので、県のほうなどにもその旨、その点を伝えていただけたらと思います。

では、そのブルーキャピタルの太陽光事業所についてなんですけれども、今後どのように進んでいくのか、具体的にいつ頃完成がするのかというのは難しいですが、分かる範囲でできればお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

株式会社ブルーキャピタルマネジメントの太陽光発電事業の今後の大まかな予定ということでございますが、林地開発を所管する福島県県南農林事務所及び事業所に確認をいたしましたところ、その内容をお答えいたします。

現在先行して建設しております調整池の完成後、県の現地確認を行った後、変更内容や防災計画などの各種事務手続の内容を踏まえ、工事の中止命令解除の判断を行うということでございます。福島県県南農林事務所が確認した結果、林地開発の工事中止命令が解除となれば、調整池以外の造成工事に着手いたしまして、造成が完成した後に、先ほどご質問にありました現在事業用地内に設置されております太陽光パネルの撤去の完了をさせ、改めて太陽光パネルの設置を実施する予定ということとなっております。

なお、現在、林地開発許可に伴う工事終了の期日につきましては、令和5年3月31日までとの回答を県南農林事務所のほうから受けておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 令和5年3月31日までの期限ということで、期日ではあります

が、以前のように誤って工事を進めてしまうとか、そういうことのないよう、またあそこはとても石が出てくる土地ではありますので、その石の撤去など、そういった点でも村としても監視していただけたらうれしく思います。

調整池の完成予定についてはちょっと分からなかったのかなと思うんですけども、電子メールでやり取りもしているということなので、今後また予定としていつ頃完成するというのが分かったら、またそういうのも教えていただきたいと思いますので、今後も監視よろしく願いいたします。

続きまして、地域住民が不安に思うという点でなんですけれども、現在、ただいまの答弁にもありましたが、太陽光発電所に伴う造成工事によって土砂流出などの危険があることは、西郷村においても広く知られているところですが、現時点で太陽光発電の工事中に大雨であったり、またここ最近ではこの地区でのひょうというのは見られてはいませんが、そういったひょうだったりとかも最近とても全国的に降っているということがありますので、そういったときの災害が発生したときに、体制としてどのようなになっているのかを伺います。まず、事業主の緊急時の体制であったりとか、村の体制であったりとか、そういったものについて伺います。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） 2番大竹憂子議員の一般質問にお答えいたします。

ただいまのご質問は、現在工事中の太陽光発電造成工事に係る大雨時、ひょうなどの災害発生時の緊急時において、各事業者、今現在工事を行っている事業者は、緊急連絡体制を村は把握しているのか、また同様に夜間などの緊急連絡体制はどのようなになっているかとおただしでございまして、各地区の太陽光発電事業者からは、緊急連絡先を示した書類が事業者から村に対して提出がされております。

また、造成する土地につきましては、福島県の林地開発に係るものや、村の小規模林地開発に係るものなど、その許可制度などには様々なものがございまして、現時点において西郷村内の太陽光発電の造成を行っている事業者のうち、造成予定面積が1,000平米を超えるものにつきましては、緊急連絡先が村の関係各課に共有されており、村から事業者に対して、夜間等におきましても担当者などと連絡がつく体制となっております。

また、村内の連絡体制でございまして、村の緊急体制マニュアルに従いまして、例えば大雨の警報等が出ました場合、連絡体制にこういった情報も乗るような形になってございまして、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今質問した件なんですけれども、実は全国的にも現在いろいろとトラブルであったりとか災害によってのパネルの破損であったり、山口県に関してはヒ素が出たとか、ひょう被害のはどこだったかちょっと思い出せないんですけども、ひょう被害でパネルの破損があったとか、また太陽光パネルに鳥のふんが付着して、かなりの量だったらしいんですけども、それによって機械、器具というんですか、その故障があったりとか、また、雨水が入り込んでパネルから火災が出たとか、そ

ういった事例も各地区で報告されています。ですから、やはり太陽光パネルがとても多いこの西郷村ですので、村の中でそういったことが実際起こってしまったらと思うと、とても怖い。そのように私は考えております。

そこで、それに対して、事業主はもちろん責任持ってそれに対応すべきではありませんが、村は太陽光発電所の設置工事、行っているこの時期に、どのような対策を考えているのか。また、どのように対応していくつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（今井 学君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おただしのように、太陽光発電パネルなどの器具はヒ素などの有害物質が複数含まれていることが分かっております。家庭用の家電製品でも同様ではございますけれども、太陽光発電事業の多くは露天で行われておりますので、より暴露リスクは高いものと認識してございます。村としましては、令和2年6月19日付条例を制定いたしました西郷村自然環境等と再生エネルギー事業との調和に関する条例に基づき、エネルギー事業者は関係法令を当然遵守するとともに、自然環境や生活環境並びに災害発生の防止並びに他者に対する影響に十分配慮するよう努めるものとしておりますので、事業者に対しまして必要な指導や助言を行ってまいります。

また、おただしの件でございます施設の老朽化や大規模災害に対するものとして、村の条例のほか、福島県が2021年12月に作成しました再生エネルギー推進ビジョン2021にも初めて太陽光発電設備のリユース、リサイクルがうたわれるようになりました。

また、今後多発する大規模災害や太陽光パネルの寿命、固定価格買取期間終了などの諸問題によりまして、太陽光発電設備が大量に廃棄される見込みであることから、2020年には、再生可能エネルギー電気利用の促進に関する特別措置法では太陽光発電設備をはじめとした発電事業者に対しまして、発電設備の破棄のために、費用に対する外部積立てが義務づけられ、その対応が始まっております。

また、村内の全ての事業者が対象ではございますけれども、同じ扱いをいたしますけれども、万が一有害物質等々の外部流出などがありましたら、水質汚濁防止法など公害関係法令の県の窓口でございます県南地方振興局などと共に、その対策に当たりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ただいまの答弁で、県のほうでもいろいろと動いて、実施していく方向性ができているということで、それは大変うれしい話ではあります。ですが、まだまだ足りない部分はあると思います。とすれば、村としてという点ですよね。せっかく村としてこういった条例をつくりましたが、とても緩い緩い条例ではないかと私は思っています。こういった災害時にまたこういう被害を被るようなことがもしあった場合、そういったときに実際この条例で済むのかどうか。これでいいと思っていられるのか、村長にお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和2年6月19日、西郷村自然環境等と再生エネルギー事業との調和に関する条例をつくった次第であります。これで全てというわけではありませんけれども、これを参考にしながら、災害のないことを望むことでもありますけれども、起きたときにはもう迅速に対応していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今答弁いただきましたが、実際、災害はもちろんあってほしくありません。ですが、災害が起こるかもしれない。災害が起きてから対応するのではなくて、できることだったら、災害が起きる前にやはりいろいろとそういう対策を練るというのは大事なんではないかと思うんです。事業主だけの責任ではなくて、やはり村としても考えていくべきではないかと思えます。そういう点から考えても、このつくられた条例ですよ。これももう一度見直してみる必要があるのではないかと私は思うんですが、村長はどのようにお考えか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 見直しという具体的なお話はされませんでしたけれども、これはこれとして、私は素晴らしい条例だと思っておりますので、なお見直しすべき点があれば見直したいと思えます。その際には、議員のほうからアドバイスいただきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 見直す点ということでしたが、正直これ見ていると、どの時点で村長が指導に当たるのかというのが明確に記載されていないように思うので、そういった点とかもやはり考えていただけたらありがたいなと思っております。

そういった観点からも、ちょっと見直していただくというふうに考えていただけないかなと思えますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

じっくりもう一度条例を見直しまして、気づいたことがあれば、直せるものは直していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 今直せるところは直していきたいというふうにおっしゃっていただいたので、それを改めてもう一度見ていただいて、直す部分があるのではないかといいふうに思っていたけるとありがたく思えます。今後、また村として太陽光発電所の監視等をずっと引き続き行っていただくことをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君の一般質問は終わりました。

次に、通告第6、3番鈴木修君の一般質問を許します。3番鈴木修君。

◇ 3 番 鈴木 修君

1. 観光行政について
2. 公園の維持管理と安全及び衛生管理について
3. 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画について

○ 3 番（鈴木 修君） 3 番鈴木修です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずはじめに、観光行政について質問いたしますが、昨日の一般質問で 11 番議員が観光行政について質問しておりますので、なるべく質問内容が重複しないよう努めますが、重複した場合はどうぞご了承ください。

それでは、観光行政について質問いたします。

西郷村の観光行政は、ご承知のとおり、村が決定した観光分野に関わる政策を実現するために、具体的な施策を実施することです。第 4 次総合振興計画では、着地型観光の推進、情報発信、観光プロモーション、観光資源の整備、合宿の里づくりの推進など 6 項目にわたる施策があります。

そこで、まず行政として当村における観光資源についてどのように認識しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 3 番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

まず、当村における観光資源ということでございますけれども、当村における観光資源の本村での代表的なものを申し上げますと、甲子・新甲子温泉、雪割溪谷、剣桂や剣桂神社、西の郷遊歩道の熊のすべり台や一休みの滝、西郷瀨などがございます。

○議長（真船正康君） 3 番鈴木修君の再質問を許します。3 番鈴木修君。

○ 3 番（鈴木 修君） ただいま代表的なものとして答弁をいただきましたが、村には反対に代表的なものはこれしかないのかなという思いになります。

内閣府の年次経済財政報告の中で、観光資源を創造する試みとして次のようなことが記載されています。温泉などの自然資源や神社仏閣といった従来から観光資源として認知されているものに加え、郷土料理、ドラマ・映画、様々な分野にわたって地域資源の掘り起こしなどの取組がなされている、伝統的な観光地でなくとも、そうした観光資源が深化すれば、観光地になれる可能性を秘めていると考えられると言っております。ぜひ観光行政に関わる職員として、自分の村の観光資源、地域資源の発掘・掘り起こしに対して柔軟な発想と発想の転換を持っていただければと思います。

一見、自治体にとって不利に思える条件を逆手に取って観光資源としている事例もございます。成功している自治体なんかを参考にして、当村の観光の振興に積極的に取り組んでいただければと思います。

次に、昨日村長が新たな観光資源と言っていました着地型観光コンテンツの取組として位置づけているフットパス事業について伺います。

この着地型観光については、私自身ちょっとなじみのない言葉でしたので、調べてみました。着地型観光は、地域を盛り上げる新しい観光の形と言われており、地域活性化や地域の見直しが根底にあり、その特徴は地域にあるものを生かすという点にあ

るそうです。地域に人を呼び込もうと既存の資源を商品化して提供することだそうです。反対に、様々な観光地を巡るツアーや宴会を目的にした観光の仕方を発地型観光というそうです。

そこで、ここ数年、当村が着地型観光コンテンツと位置づけて取り組んでいるフットパス事業について伺います。地域おこし協力隊の方が観光協会に在席して事業を展開しているようですが、現在の取組状況についてどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

フットパス事業についてでございますけれども、まずフットパスでございますが、イギリス発祥のウォーキングスタイルで広報紙等でも掲載させていただいておりますが、四季折々の自然や風景、地域の姿や培われてきた歴史を感じながら歩くものでございます。

コースを設定してくる中で、楽しく歩ける道、地域という新たな付加価値や地域資源を発見することもございます。その付加価値や資源につきましては、単に歴史があるということだけではなく、例えば何気ない庭先の石が人の顔に見えるとか、そういったものも含め、楽しく歩けるコースということでございます。歩いている方が歴史好きであれば、生涯学習課で行っているふるさと西郷講座に参加していただいたり、歩くことを運動と捉える方は、みずウオークなどのウォーキングイベントに参加していただく。逆に、今までウォーキングイベントに参加していた方でも、年齢等でゆっくり歩きたいという方の受皿にフットパスはなるような形でございます。

フットパスは、西郷村全体を使って幅広い方に参加していただけるコンテンツと考えております。このフットパスについて、着地型観光と位置づけておりますのは、着地する側、いわゆる西郷村で提供するコンテンツであるからという認識でございます。地域おこし協力隊員と共に地域の中を歩き、今ある楽しさを掘り起こし、コース化するということで、地元にある観光資源を掘り起こし、さらには地域とのコミュニケーションが生まれ、西郷村に来た方にその楽しさを味わっていただけるのではないかと考えているところでございます。

フットパスを観光として捉える場合には、さらに派生し、まるごと西郷館をはじめとした西郷村内での買物や食事への誘導、地元業者等のお弁当の配布、また地元食材を使ったお弁当作り、お土産の提供、さらには地元農家との収穫体験など、西郷村にお金が落ちるといような仕組みづくりをコースづくりと併せて行っていければと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 私は現在の取組について伺ったんですけれども、長々のご説明いただきましてありがとうございます。現時点では、今の答弁ですと西郷村にお金が落ちること、落ちる仕組みづくり、それとコース設定の段階だということで了解しました。村のホームページを見ますと、何か昨年フットパスイベントを開催したようですが、それはそれとして、よかったんじゃないですか。

次に、このフットパスを今後の観光資源として誘客を考えているようですが、どのような方法で誘客に結びつけるのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような形で誘客につなげるのかということでございますけれども、フットパスにつきましては、みずウオークのようなイベントはなく、1回に1,000人、2,000人と来るような、いわゆる打ち上げ花火のような派手さはございません。まずは日本フットパス協会の全国大会を令和5年度に西郷村での開催を予定しているところでございます。フットパス協会の会員につきましては、北海道から九州まで全国のございまして、様々な場所から西郷村においでくださいます。この大会を機に、西郷村のフットパスを知っていただくこと、西郷村のよさを知っていただくことが第一かと考えております。

少しずつではございますが、西郷村に来ていただき、フットパスを楽しんでいただくのと同時に、地元の方と触れ合ってください、地元で食事をしていただき、地元のものを買っていただく。これらを地道に線香花火のように続けていくことが、将来につながるのではないかと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で線香花火のように地道に続けていくと話されましたが、線香花火は最後は消えてなくなってしまいますので、消えない努力をよろしくお願いします。

それで、令和5年、来年は当村でフットパス協会の全国大会が開催されるということで、このことについては大変喜ばしいことだと思います。ですが、来年だけでなく、毎年恒常的に全国大会を村で開催したらどうですか。一つの観光になるかと思いますが、その辺も考えていただければと思っております。

また、フットパスは全国地域活性化のツールとして広がりを見せているということでもあります。ある方のレポートの中にこんな記載がありました。フットパスは、グリーンツーリズムの一種として認識されている体験型のツーリズムとして地域活性化の起爆剤と紹介されることが多い。だが、フットパスの最大の目的は、地域内に人を呼び込むこと、交流人口の増加に伴って地域にお金が落ちるといった経済的効果もフットパスの効果として期待される。ですが、健康のために歩き、地域で一円も使わず帰っていく行為でもフットパスの本来の目的からするとよいのである。そのため、フットパスを経済的な目的を達成するための観光事業の一つとして位置づけることは、大きな危険性がある。フットパスが一時的なブームで終わることなく、地域社会に根づく文化として発展してほしいと書いてありました。これを読んで、当村のフットパス事業が一時的なブームで終わることなく、地域おこし協力隊がいなくなったら徐々に衰退していくようなことのないように願うばかりであります。

次に、西郷村観光協会との連携による観光事業と実績等について伺います。

村として地域おこし協力隊事業として、年間450万円をかけてフットパス事業を連携していることは分かっておりますが、そのほかにどのような連携で観光振興を図っているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊と西郷村観光協会との連携についてということでございますけれども、本村で雇用している地域おこし協力隊の主たる活動につきましては、議員がおっしゃるとおりフットパス事業でございます。

コースづくりやマップづくり、イベントの補助、地元地域との交渉等、村職員と共に行っているところであります。村と同様にフットパス事業の推進を図っており、観光の関係団体との結びつきが強い西郷村観光協会とのコミュニティーを活用するため、協会に席を設けさせていただいております。

実際の連携といたしましては、観光団体であるにしごう体験隊が行う地域イベントへの参加や、地元農産物を利用した新商品づくりへの協力、ラジオ出演による西郷村やフットパスの情報発信等を行っているところでございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、地域おこし協力隊の事業等については理解しました。それなりの経費をかけておりますので、しっかりと務めを果たしていただければと思います。

次に、観光協会へは、毎年多額の補助金を観光協会が行う観光事業に対して支出しておりますが、その実績はどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

観光協会の実施についてということでございますけれども、令和3年度につきましては、約1,176万5,000円の支出でございました。その中で最も多いのが人件費でございます。事務職員2名の報酬や保険料、厚生年金等で約527万8,000円となっております。続いて多いのが事業費でございまして、449万4,000円を計上しております。また、みずウオーク大会や観光物産PR、合宿の里づくり、観光ガイドの増刷、ホームページサーバー代、広告宣伝費、旅費等となっております。その他、コピー機やパソコンのリース料、各種団体への負担金、光熱費となっております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 令和3年度1,000万円以上の補助金が観光協会に行っているわけですが、観光協会は、当村の観光振興の一翼を担う、担っていただく必要がありますので、しっかりと連携を図っていく必要があると思います。例えば、甲子地区の振興のため合宿の里づくりを真剣に取り組むのであれば、ただパンフレットを送付するだけでなく、実際に大学陸上部監督をはじめスポーツ系の監督を対象に、視察に来てもらえたらよろしいんじゃないですか、都心から日帰りでも可能ですから。

ただ来てくださりだけでは相手方も旅費がかかりますので、なかなか無理だと思います。そこで、例えば観光協会が企画して甲子高原合宿の里視察ツアーとかそういう何かタイトルをつけて企画して、無料で来てもらうのも一つかと思えます。東京駅辺りに集合してもらって、西郷村がマイクロバスか何かで送迎して、そして高地トレーニングに最も最適な場所だということをPRするぐらいの積極的な攻めの姿勢を見せるべきではないでしょうか。少ない経費で多分できると思えます。実際に私は以前の職場で利用促進を図るために今話したような企画を催しましたので、経験から話しております。実際に利用者につながっております。一度訪れていただければ、多分リピーターになってくれると思えますので、よろしく願います。

観光協会の事業がマンネリ化しては発展はありません。パンフレットを配りました、お客さんが来るのを待っていますだけの姿勢では、攻めの姿勢をぜひ見せていただければと思います。

そこで、次の質問に入ります。この質問は終わります。

次、当村において先月、株式会社TOKIOが新たなプロジェクト、TOKIO-BAを始動させました。マスコミも全国ニュースで取り上げ、全国的に西郷村の知名度アップにもなっていると感じています。また、広報にしごう6月号に大々的に取り上げていますので、村民の皆様も相当興味・関心を持っていると推測しております。村民にとどまらず、既に村外からも現地確認に訪れるといった話を耳にしております。村にとって地域活性化のチャンスだと思っております。

村長の昨日の答弁ですと、TOKIO-BAに関しては、県のTOKIO課を通しての関わりとなっている状況だと話されておりました。しかし、これを放っておく手はないと思えます。そこで、今後の村との関わりについて伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

TOKIO-BAと西郷村の関わりについてということでございますけれども、昨日もご説明をさせていただいたところでございますが、TOKIO-BAに関しましては、現在株式会社TOKIOが主体となっている民間事業で、現在は先方の意思によりまして県のTOKIO課を通しての関わりとなっている状況でございます。

TOKIOが西郷村を拠点として事業を行っていただくということは、大変ありがたいことございまして、西郷村の認知度を上げ、西郷村に大勢の方がお越しいただくためのできる限りの協力は行うべきということで、村も考えているところでございます。

現在、全国の方にこの場所で何がしたいかを募集しているところでありまして、どのようにこの場所が活用されるか、まだ不透明な部分は多々ございますけれども、TOKIO-BAを使ったイベントなど、何か西郷村と協働でできないか、アピールをしているところでございます。

今後も引き続き西郷村との関わりについては打診を続け、コンタクトを取っていきたいということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 全く昨日と同じ答弁、これ答弁違ったらおかしくなりますので、そうなのでしょうね。ただいまの答弁を聞くと、現在のところ、村と協働で何かをつくり上げていく予定はないということですよね。もちろんまだ始動したばかりですから無理もないんですが、ただ、村にとって、先ほども申し上げましたが、繰り返になります。地域活性化のチャンスです。これを放っておく手はないと思います。村は直接的関わりが無理なら、間接的でもいいですから、独自に積極的にアイデアを考えていくべきです。TOKIO-BAを利用するといったら語弊がありますが、TOKIO-BAのネームバリューをうまく活用して観光振興の推進を図るべきだと思います。

例えば、先ほど質問したフットパスのコースをTOKIO-BAのある地域にコース設定してみたらどうですか。また、他の自治体では、映画やテレビ番組の舞台やロケ地を巡る旅、シネマツーリズム、ロケツーリズムとメディア誘発型観光やアニメ作品の舞台である聖地巡礼などで人を呼び込むことに成功している自治体もあります。同じことをやりなさいということではありません。当村も人を呼び込む仕掛けを今から考えていくべきだと思います。どうですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほどたくさん議員が提案していただきました。これを地域活性化、チャンスだと思っております。これを利用、利用というと私も語弊になるかもしれませんが、大いにこのチャンスを生かしていきたいと思っております。今言ったように、フットパスコースにそこに入れるというのも、本当に素晴らしいアイデアだと思っております。TOKIO-BAのネームバリューを生かしてさらに進めていきたいと思っております。

今ほど課長からもお話があったように、この西郷村を選んでいただいたこと、本当にありがたいことでありまして、全国の番組で福島県西郷村の名前を出していただき、西郷村の認知度も大変上がっているところでございます。ただ、TOKIOさんの思いは福島県全体の復興にあると思っておりますので、西郷村だけに何かをするというのではないと聞いております。もっとスケールの大きいものであってほしいと私自身は考えております。せっかく西郷村で事業を行うなら、何か地元とコラボしていきたいという住民の皆さんの気持ちも十分分かります。TOKIOさんがここで何をやるかは今後全国の皆さんと決めていくということでありまして。その方向を見定め、それらに合わせた観光振興策を考えていくべきだと考えております。

また、TOKIO-BAとは一時の過熱に振り回されることなく、時間をかけて良好な関係を築いていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 村長の今の答弁の出だしは、ああ、なかなかやってくれるということなのかなと思ったんですけども、何か途中で、どうもよく執行部が、村長もよく答弁でご理解くださいと言いますが、私が質問している内容もちょっとご理解いた

だけばと思うんですけども、要はTOKIOとコラボしてほしいということを行っているわけではないんです。もちろん全国からアイデアを募集してどんな事業をするか、それはそれでTOKIO-BAのほうの問題で、村は無関係でいいでしょう。私が言っているのは、間接的というのは、TOKIO-BAに迷惑にならないような形で、そして村として観光資源となるような独自のアイデアを今から考えておくべきじゃないかと。

できるできないは別として、要は冒頭に申し上げた観光資源、地域資源の発掘・掘り起こしは柔軟な発想、発想の転換を持っていくことが大切ではないでしょうかというお話をしました。これ以上どうも話してもなかなか理解していただけないようなので、まずはすぐぱっとはできません。何でも構想を持っていて、あっ、今がチャンスだといったときにその構想をぶつけていく。そういう形を取っていただければと思っていますところでは。

次の質問に移りますが。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） では、ただいま3番鈴木修君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

3番鈴木修君の一般質問を許します。3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 引き続き質問させていただきます。

家族旅行村キョロロン村及び西郷村温泉健康センターちゃぼランドの管理現況と施設を今後どのように考えているか、今後の方向性について何う予定をしていましたが、昨日の11番議員の一般質問で両施設の管理現況と維持管理経費について分かりましたので、そこは質問から外させていただきます。しかしながら、年間多額の経費がつき込まれているわけです。この状態があと何年継続されるのか、我々には分かりませんし、村民の方々も不安視しています。そろそろ決断の時期が来たのではないのでしょうか。

そこで、以前全員協議会での説明ですと、村として両施設の再建に向けて複数の企業が手を挙げているという話を伺っていましたが、その後、既に半年が過ぎどうなったのか、今後のことについてどのように考えているのか、決断をしなければならない時期に来ていると思います。昨日の村長の答弁ですと、民間事業者へアプローチを積極的に進めていきたいという答弁でしたが、再度、今後どのように考えているのか、方向性について村長の考えを伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

昨日もお話しさせていただきました。村全体の公共施設の課題を把握した上で、ちゃぼランド、キョロロン村の方向性を総合的に判断すべき時期であります。まさにそのとおりであります。これまでも説明してきましたとおり、民間事業者の優れた経営力、時代に敏感なセンス、そして資力、信用、経験、実績を持つ業者の利活用を含め、あらゆる選択肢を排除せずに検討を進めていきたいと考えております。

民間事業を活用する際は売するのか、貸すのか、ボイラーを修繕するにはどのぐらいかかるか、リフォームするには甲乙どちらで支出すべきかとか、運営する企業に対する優遇等はどうすべきか、また利用せず壊す場合幾らかかるかなど、様々な問題について検討しているところであります。

今年度については、様々な選択肢を残すための維持管理であり、一定の方向性を見いだせるよう現在も進めており、早急に判断したいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 昨日の答弁より若干詳しくなってきたのかなと思っております。

まさしく今村長に言われたとおり、再建、廃止、どちらにしてもシミュレーションを考えるべきです。再建であれば、幾つかの再建策があつて、それを消去法で可能性の低いところから消していくと。村として多分ここまで考えているんだと思います、今のお話を聞くと。民間事業者に経営してもらおう方向で現在コンタクトしているということは、それで民間業者が早急に見つかれば、それにこしたことはありません。

しかし、民間業者に経営してもらい、再建策を実施するにも、クリアしなければならない様々な項目があると思います。それは、先ほど村長も話されておりましたが、そのクリアの中で、例えば間もなくちゃぼランドなんかも築30年となります。修繕、中規模改修、大規模改修がどの時点で起きてくるのか。また、村長も言っていた設備関係では、ボイラーの耐用年数は30年と言われております。何年後に更新しなければならないのか。そのほかの設備も更新が必要となる時期がやってきます。今後予想される問題を想定していく必要があります。

また、廃止するためには、廃止後他の目的で施設の利活用が可能なのか、それとも施設の活用方法がないので解体するのか、解体するとなったら何年かけて解体するのか、経費が莫大に多分かかるのだと思っております。最終的には絶対に同じ過ちを繰り返さないということを念頭に置くべきです。

そして、つけ加えさせていただけるのであれば、村にとってちゃぼランド、キョロロン村だけが課題となっているわけではありません。ほかにも課題を抱えています。例えば、村の公共施設の現状から見ますと、あと8年後には建て替えを必要とする施設が増加してくるわけです。村にとって、課題全体を把握しながら、ちゃぼランド、キョロロン村の方向性を総合的に判断しなければならないと思います。このようなことは、私が言うまでもなく、そこまで既に検討しているんだと言われればそれまでですが、再度村長に伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） まさに議員がおっしゃるとおりでありまして、ちゃぼランド、キョロロン村についてはなるべく早急に解決していきたいと思います。同じ過ちをしないように、もうそれは念頭に置きながら、そして今おっしゃいました公共施設の関連、全体的な公共施設も加味しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 他の公共施設については後ほどまた質問させていただきますが、どちらにしても、すぐにでも決断し、次の段階に進まなければならないと思います。そのことをしっかり肝に銘じて方向性を示していただくと期待して、観光行政についての質問は終わります。

次に、公園の維持管理と安全及び衛生管理についてでございます。

村内の公園は全て建設課が一括管理していると思っていたんですが、村の公園と称する中にも建設課と福祉課と分けて管理されていることを知りました。私の認識ですと、村が管理する公園は、規模・面積に関係なく、村民の憩いの場、レクリエーション、コミュニティーの場であり、子どもたちの遊びの場でもあると思っております。そこで、まず村内の公園と称している施設は、種別ごとに何か所設置されているのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、建設課で所管する公園につきましては、都市公園が7か所で、その内訳としまして、街区公園5か所、近隣公園2か所となります。その他公園が2か所、公営住宅内等の児童遊園が7か所、県との協定に基づきまして村が管理を行っております県の公園が1か所、企業から借地の広場1か所、宅地分譲等の開発行為に伴い設置された開発公園が24か所、計42か所となります。

また、福祉課で所管しております公園及び児童遊び場につきましては4か所となっております。建設課、福祉課合わせまして46か所となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、建設課、福祉課合わせて46か所もの公園があるということが分かりました。公園ごとにその公園の設置目的に違いはあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

公園設置の理由としましては、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の空間、景観・環境の形成、地域のコミュニティーの形成、地域の人々が集まり、語り合える交流の空間、子どもたちの遊び場の提供などが挙げられます。公園の種別や規模、誘致範囲や想定対象者に違いこそありますが、豊かな地域づくりの形成はもとより、心身の健康の維持増進、子どもの健全な育成など最終目的は住民福祉の向上に資するこ

とでありますので、設置目的に大きな違いはないと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、設置目的に大きな違いはないということであれば、一つの部局で所管して一括管理したほうが効率的ではあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

建設課所管と福祉課所管の公園、広場、遊び場等につきましては、現在はおのこの担当課で管理を行っている状況でございます。公園の種別、規模に違いはありますが、管理すべきことは同じでございますので、議員おただしのことを踏まえまして、本年度は既に予算の執行が始まっておりますので、今後一本化を図る方向で対応してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今後、そのようにしていくということで、よろしく申し上げます。次に、公園の活用度について伺います。

全体の公園の数が分かりましたが、それぞれの公園がどれくらい利用されているのか、活用度を担当課は把握されているのか、伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

公園の活用度につきましては、利用者の実態調査等を行っておりませんので、正確な利用実数の把握には至っておりません。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 正確な利用実数を把握するのは、私も難しいとは思っております。そこまで正確とは申しませんが、例えば土日休日、恒常的に子どもたちが楽しく遊んでいるとか、平日散歩している方々が日常的にいるとか、各公園の状況を把握しているのかということです。そのような状況を知ることによって、そこに設置してある公園が有効活用されているか、その地域に必要なか否かの判断、見直しを図れると思った次第です。

そのためにも、何らかの方法で確認しておく必要があるのではないのでしょうか。一概に活用度だけではないと思いますが、活用度が低くても地域の方にとってその公園がきれいに管理され、人々の心を和ます木や花など自然を育てる場であることも理解はしております。しかし、平成29年に策定され、今回改定版が発刊されました公共施設等総合管理計画の中で、公園の数量に関する基本的な考え方においては、財政状況や地域、実情を考慮した上で、数量の適正化を図ると言っています。

また、施設活用度の高い施設は維持保全しながら継続使用、低い施設は他の用途への変更や施設の在り方を見直すと言っています。平成29年の時点でそのようにうたっております。ですから、私はこのように記載されているからには、何らかの方法で

施設活用度のデータを取っているのだと思っておりました。

公園の適正化を図るといっているのであれば、公園の現状を把握することが必要だと思います。例えば、定期的に現場に出向いて調査や、公園が設置してある地域の方々の公園に関する意識調査を行っていく必要があるのではないのでしょうか。今後どのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

現在、村では月1回の定期点検や道路維持補修等のためパトロールを実施しているところであり、その際においては、目視ではありますが利用者の状況を確認することとしております。その状況としまして、利用者が多いか少ないかについて、大まかではありますが、状況の把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、月1回現地確認していると。果たしてこれで先ほど申しました施設総合管理計画の数量の適正化を図るための判断材料となると考えているのか、担当課としてどのように公園の適正化を判断するのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

議員おただしのように、月1回程度の確認では集計として満足しないことは承知しております。今後、職員がローテーションを組み、公園に出向くなどして、利用者の実態把握に努めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今後職員がローテーションで利用者の実態を確認すると。私はどんな方法でも構わないんです、別に。担当課がどういう方法でやろうと、その公園の適正化を図ると言っているのであれば、その判断材料となる指標は必要ではないですかということを行っているわけです。どうぞ、担当課はその辺をよくお考えいただければと思います。

それでは、次に公園の維持管理について伺います。

先月、上野原公園、大平アメニティ広場は、草刈りを行っておりました。昨日、上野原公園ちょっと見てみたら、また草刈りを行っていただきまして、ありがたいことです。一般質問に出たからやっているのかなということはないと思うんですけども。現在、各公園の維持管理はどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

公園管理の状況につきましては、定期的な園内除草、枝葉等の伐採、ごみ拾い、あわせて都市公園の2か所及び堀川親水公園にはトイレが設置されておりますので、その清掃を実施しているところでございます。また、そのほか状況に応じまして園内施

設の塗装を行うなどして、維持保全に努めているところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 上野原公園に関して言わせていただければ、少なくとも昨年までは除草、樹木の剪定を定期的に施しているとは言い難い状況ではありました。せっかく予算をかけて目的を持って設置した公園が劣悪な環境になっていると、なおさら活用する人がいなくなる。活用する人がいなくなるから管理がおろそかになる。これは悪循環で、負のスパイラルが生じるわけです。そこで、年間維持管理計画について、どのような計画を立てているのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

年間維持管理計画につきましては、建設課において管理する都市公園、その他公園等の作業については、シルバー人材センターに委託し、業務日数を年間72日間とする委託契約を締結しており、年間月次計画の下、草刈り等の作業を行っております。

各公園等の作業対応回数につきましては、都市公園及びその他の公園等については年2回から3回転の草刈りと、トイレが設置されている公園につきましては、週1回の清掃と周辺のごみ拾いを行っております。

また、公営住宅内の児童遊園につきましては、建設課職員及び会計年度任用職員により現地状況を確認の上、適宜草刈り等を行っております。

その他開発公園につきましては、一部を除き、底地は、村に帰属しておりますが、除草等の対応につきましては、そこに住む地域の皆様に協力をいただいているところでございます。ただし、地域の実情に応じまして、村としても協力して対応しているところでございます。

次に、福祉課において管理する遊び場につきましては、財政課においてシルバー人材センターに委託しております村有財産維持管理事業により、現地の状況に応じて適宜草刈りを実施している状況でございます。現状としまして、各担当課において各委託や職員及び会計年度任用職員等により草刈り等を行い、維持管理に努めているところではありますが、管理する公園数も多く、迅速な対応には至っていないのが実情でございます。

今後、来年度に向けて委託回数の増が可能であるか、シルバー人材センターとの協議を進めたいと考えております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 年間維持管理計画としてシルバー人材に72日間、都市公園ですと年2回から3回の草刈りということで、上野原公園にすればもう2回草刈ったからあと1回草刈って終わりというような形になっちゃうかと思うんですけれども、予算との関係もあるのはすぐわかりますが、劣悪な環境のままにしておくと、先ほど申し上げたとおり、活用度も低くなります。それなら、ほかの目的で有効活用したほうが、よほどいいのではないのでしょうか。この時期から夏場にかけて、草はもう2週間

ぐらいで相当伸びるのも伸びると思います。年に二、三回の草刈りでは、果たして維持管理と言えるでしょうか。

長年維持管理をしていれば、担当課として維持管理をしていれば、公園の状況がどのようなになっているか分かるはずです。毎年同じことの繰り返しではいかがなものでしょうか。しっかりと年間を通して維持管理計画を立てて対応していただければと思います。

それでは、次の質問、これも維持管理に入ってくると思います。公園の遊具の安全管理について質問します。

公園内には、場所によっては様々な遊具が設置されています。子どもたちが楽しく遊ぶ遊具には、遊びの中で子どもたちの運動能力の向上に結びついていきますので、いいことだと私は思っております。しかし、そこには子どもたちのチャレンジで生まれる危険リスクが発生します。それ以外にも、遊具の不備による事故も起こり得ます。その遊具等を管理することが遊びの安全を確保する上で大切だと考えております。遊具による子どもの事故もたまに耳にすることがあります。そこで、公園の遊具をはじめとして、公園内の安全管理はどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

遊具の安全管理につきましては、建設課において福祉課所管遊び場等を含め、月1回の遊具及びベンチ、テーブル等の施設点検を実施しております。点検内容につきましては、ひび割れ、支柱のゆがみ、基礎の露出、木材の腐食などを職員の目視、触診により確認し、修繕等が必要な場合は随時修繕等の対応を行っております。

また、年1回日本公園施設業協会認定の公園施設製品安全管理士の資格を有する者が在籍する専門業者に委託し、安全点検を実施し、利用者の安全確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 事故が起きてからでは遅いですから、安全管理は公園管理者の役割ですから、遊具だけの点検にとどまらず、公園全体を見渡して危険リスクを取り除いて、事故を未然に防ぐことが安全管理の重要な一つでありますので、今後も引き続きしっかりとお願いいたします。

次に、公園敷地内の衛生管理について質問します。

維持管理と関連するところですが、これもちょっと上野原公園の敷地になってしまっていますが、本来であれば池であるはずのところ、いつからか分かりませんが、現在は雨水等のたまり場の状況にあります。このような状況を放置しておく、害虫の発生、特に蚊の幼虫であるボウフラが大量発生し、結果的に蚊が大量発生し、生活環境を脅かします。このような状況は、ほかの公園でもあるのではないのでしょうか。村として公園敷地内の衛生管理をどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

上野原公園については、当初、水辺のある公園として整備し、平成17年に供用を開始した公園でございます。当公園は、排水勾配が緩いことや、取水を道路脇の排水路から取り入れる構造であることから、水の流入量に変動があり、また池の中に水をためおくための構造物があることから、水の滞留による水の濁り、ヨシなどの草木が草生、またボウフラ等の害虫発生が危惧されるなど、管理上支障を来していることもございました。その後、平成29年に地元行政区より地域の要望としまして、水の流入を止めてほしいとの意見がございましたので、現在は取水をしていないところでございますが、議員おただしのように、雨が降った場合には雨水がたまり排水しないなど、現在も管理上の改善には至っていないという状況となっております。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 要は公園の設計の段階で既にもう問題があったわけですね。多額の予算を投じて造った公園がこのような状態で非常に残念です。行政区がなぜ水の流入を止めてほしいと言ったか、理由があるわけです。先ほども話していましたが、流れがなくて水が汚いというのが、そういう状況だったから行政区としては水を止めてほしいと、流れを止めてほしいということをお話ししたんだと思います。

でも、それから既に5年以上の状態、この状態になっているわけです。村は何の手だても打たずに現在に至っているわけです。早急に水はけをよくする対策を取るとか、埋め立てるとか、本当に池が必要かどうか、しっかりと地元行政区と協議して、対策を講じていただければと思っております。その辺いかがでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員、よく現場を見ていただいているということでもあります。水辺、水を生かした公園ということで平成17年に造っております。それで、最初から勾配が緩いということも把握しておりましたけれども、とにかく水辺に親しむ公園ということで造った次第であります。村としても、今後、行政区とよく相談しながら、何ができるか、埋め戻しも一つの選択肢の中で、よく一番使う地元の行政区、村民なりに相談しながら、対応策を練っていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ぜひ地元行政区と協議するというところで、よろしくお願いします。

衛生管理は、上野原公園だけの問題ではありません。他の公園も衛生面の点検をよろしくお願いします。

以上で公園の維持管理と安全、衛生管理について終わります。

引き続き、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画について質問いたします。先ほどから何度か公共施設総合管理計画という言葉を私、出しております。

この公共施設等総合管理計画の改定版がこの3月に発刊されました。まず、平成29年3月に公共施設等総合管理計画が策定されて、この5年後の今年の3月ですね、発刊されたのが。今回の改定は何に基づいて行ったのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） 3番鈴木修議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどご質問のありました公共施設等総合管理計画、今回改定を行ったことに関しましては、令和3年1月26日付の総務省自治財政局からの令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項についてという通知に基づきまして、平成29年3月策定の西郷村公共施設等総合管理計画の見直し作業を令和3年度中に行ったものでございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） そうしますと、今回の見直しは国からの要請で見直し作業を行って、改定版として製本したということで理解しました。

そこで、今回の改定の中身を拝見しますと、もちろん策定から5年が経過していますので、数字的なところで変更があるのは当然です。そのほかに、新たに将来の更新費用の見通しの項目のところで、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みと長寿化対策を反映した場合の見込みが比較できるようになっております。それ以外に目立った改定がないように見受けられるんですけども、今回の改定と当初の計画との変更点について伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今回の改定作業におきましては、あくまでも前回計画の改定であり、議員ご指摘以外の主な変更点といたしましては、先ほどの総務省の自治財政局からの通知に必須記載事項として記載されております各建物の耐用年数に対してどの程度の減価償却が進行しているかを全体として把握するための有形固定資産減価償却率の推移、今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方としての公共施設等の管理、これは点検、診断、維持管理、更新、ユニバーサルデザイン化などに係る方針、公共施設の耐用年数経過時の更新について、総務省の基準での単純更新した場合と個別施設計画策定時に採用いたしました長寿命化対策を採用した場合の、どれだけの施設の維持管理経費が縮減できるかという額を示した対策の効果額がございまして。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁ですと、総務省から出された必須事項として記載されている事項を追加するための改定で、計画策定時の章立て、項立て、文言はそのまま踏襲しているという理解をします。

冊子の中身を見ますと、そのとおりであります。例えば施設類型ごとに、管理においては学校教育系施設、文化系施設など11の類型に分けていますが、維持管理基本方針はどの類型も全く同じ表現になっております。例えば品質保全の項目では、施設の定期点検及び日常的な点検を実施し、老朽箇所の把握と安全性の確保を行います。計画的な改修・修繕等を実施し、適正に維持保全していく必要があります。そして、コストに関する基本的な考え方の項目は、老朽化が進んだ施設は施設コストの増加が想定されます。予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。

このように、当たり前のこと、施設類型ごとにならっているわけです。この冊子の少なくとも11ページは同じことを繰り返しています。策定時の内容と全く変わりません。今回せっかく改定するなら、中身をもっと精査・工夫したほうがよかったですのではないかと感じる次第です。そして、改定版の冊子として製本するまでに多額の予算、経費をかけているわけですから、その辺いかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

今回の改定は、総合管理計画に関するものでございまして、各個別施設計画の基礎となる計画であるため、前回の計画から引き続き各類型に属する建物全てに共通する維持管理の基本方針といたしまして、日常の維持管理及び保全を行い、トータルコストの縮減に努めるという基本的な考えを今般の計画改定においてお示ししたものでございます。

先ほど議員のおっしゃられたように、文章の構成につきましてのご指摘はございますが、今回の改定におきましては、令和2年度までに各個別施設計画及び長寿命化計画が完成したことを受けまして、村内138施設、総面積で8万9,499.38平米全ての建物系公共施設について、一から総務省の示すモデル計算及び村が個別施設計画策定時に定めた長寿命化対策を取った場合にかかる更新費用をそれぞれの条件ごとに算定いたしました。

また、理論上は中規模・大規模建て替えのタイミングを迎えた施設でありましても、そこまでの規模である必要性はなく、日常の小規模修繕程度で長寿命化の対応が可能であると判断された物件につきましては、目安となる費用の積み残し分として、今後10年以内に大きな修繕や建て替えが必要となると見込み、相当費用の10分の1を10年にわたって計上するといった計算も併せて行っております。

なお、これらの算出データにつきましては、別途委託先の事業者から納品されており、今回は基本計画に当たる総合計画の改定作業でありますので、全施設のデータを施設類型ごとに集約した表にて更新費用の試算額としてお示ししております。当該データにつきましては、次回の個別施設計画にて利用することを想定しております。

先ほどから言われておりますが、文章の表現につきましては、村の公共施設全般に共通する基本的な維持管理の方針とは、当初計画と変更はなかったということで、当初計画同様、各類型に属する建物全てに共通する維持管理の基本方針を列記することで重要性を強調するという共通の構造を取っておりますが、議員ご指摘のとおり、重複することで同一の内容を繰り返しているといった印象になりますので、今後の改定におきましては、よりの確な表現になるよう改善してまいります。

今回、このような貴重な財源を投入した計画でございまして、今後の各課の横断的な施設管理に関する基本方針、基本指針を示して、各個別施設計画の改定の基礎となるように、本計画の改定を生かしてまいります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 大変丁寧な答弁をいただきましたが、要は冊子としてまとめるそ

の算出データを作成するのに大変な作業があって、そこに多分相当な経費がかかったんだと理解します。今さら申し上げても仕方ないんですが、先ほど私が精査・工夫したほうが良いというのは、今の答弁で、全ての建物に共通するから各類型ごとに同じことを書いたんだということだと思っんですが、反対に、維持管理共通項目として一つにまとめられるんじゃないんですかということなんです。

既にもう初版が計画策定時と同じことを示しています。ですから、せっかく見直し改定するのであれば、国から示された必須事項だけにとどまらず、見直しをしたほうがよいのではないのでしょうかということを行っているわけです。冊子のページ数が多いからすばらしい冊子を作ったと勘違い、まあ勘違いはしていないと思います。伝えたいことを分かりやすく伝える。それが報告書、計画書になるのかなと思っております。効率のいいまとめ方を考えるべきだと申し上げて、次の質問に入ります。

この計画の評価見直しは10年スパンで行う予定になっていますが、既にこの管理計画策定から5年経過しています。この5年間に計画どおり物事がなされているのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

総合管理計画に基づく個別施設計画の中で、施設ごとの長寿命化した場合の修繕、改修、建て替え計画案を策定しておりましたが、建て替えや改修につきましては、おおむね計画どおりということで進んでおります。しかしながら、建て替えや大規模改修につきましては、莫大な費用がかかるということが想定されるため、そこまでの必要性が薄いと判断できるのであれば、必要最小限の修繕等に止めつつ、なるべく費用をかけずに施設の長寿命化を図るべきという観点に基づきまして、引き続き施設管理を行ってまいります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいま個別施設計画により建て替えや改修についてはおおむね計画どおりだということで、今後5年後の評価見直しに向けて引き続き計画どおりに実施されることを期待しております。

それでは次に、個別計画等の関連性について伺います。

平成29年3月にこの公共施設等総合管理計画を策定したその2年後に、個別施設計画を策定しています。公共施設等総合管理計画と個別計画との関連性と、今後、個別計画を改定するのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） 個別施設計画は、すみません、総合管理計画の実施計画としまして位置づけるものでございまして、当初の個別施設計画策定時に記載されているとおり、総合管理計画の見直しに合わせて見直しを行ってまいります。なお、改定時期につきましては、総合管理計画の策定からいつまでといった期限はございませんが、平成29年3月の初版の総合管理計画策定時には、総務省より策定に関する指針等の通知がございましたが、今回の個別施設計画の改定作業に関しましては、現

在のところ通知がない状況であります。しかしながら、計画改定作業に当たりましては、これに伴う予算措置の都合もございますので、施設を必要最小限の費用で維持管理を行うことを念頭に置きまして、改定してまいります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 今後個別施設計画の見直しを行うということでございますので、個別施設計画は初版で既に施設類型ごとに写真入りで施設概要、運営状況は把握されております。今後、見直しをかけるのであれば、各施設の修繕、改修、建て替え計画を真剣に考えていくことになると思います。これは財政課だけの問題ではありません。各施設を所管する各担当課が真剣に向き合っていくべきです。初版の総合管理計画、今回の改定版を見ると、各担当課が本当に真剣に各施設の現状と向き合って課題に取り込もうとして策定したのか、ちょっと疑問に感じるところもございました。個別施設計画を見直す際には、施設を所管する各担当課が責任を持って真剣に取り組むことを期待して、次の質問に入ります。

次に、公共施設の長寿命化対策と建て替え計画について伺います。

施設の耐用年数経過時に単純更新した場合と長寿命化対策を反映した場合の比較が記載されています。結果的には村は施設の長寿命化対策により施設を管理していくということによろしいでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

施設の建て替えにつきましては、単年度に多大な費用を要する結果となり、村の財政を圧迫しかねないということから、実際の運用に当たりましては、建物の目標耐用年数は、各施設の建て替えや大規模修繕の目安とはなりますが、耐用年数を迎えた場合であっても、全て解体、建て替えをすることは現実的ではなくて、各施設の躯体や利用状況、利用者からの要望やその時点の村の歳入状況やほかの事業に関わる歳出予算のバランスなどの種々の要因を勘案しまして、建て替えや大規模改修といった多大な経費を要する手法を取らなくとも、施設が運用可能と判断されたものにつきましては、必要最小限の修繕にとどめた上で、できる限り費用をかけずに施設の長寿命化を図っていく方針でございます。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） ただいまの答弁、当然のことだと、ごもっともだと思っております。建て替えは多大な費用を要する、財政圧迫、誰でも分かります。そして、できる限り費用をかけずに施設の長寿命化を図っていく方針です。そのとおりです。そのとおりですが、そのためには、先ほどから私言っていますが、各施設を所管する担当課が職員一人一人がこのことを意識して真剣に取り組むべきではないでしょうか。

しかしながら、長寿命化を図っても限界があります。建て替え時期は必ず訪れます。そこで、施設の建て替え計画について伺います。公共施設の現状と課題を見ますと、今後2030年、令和12年頃から建て替えが必要となる施設が増加していくことが想定されると計画の中に記載されていますが、あと8年でその時代がやってきます。

現時点で施設の建て替え計画はどのようなになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

村内の各施設の建築年数から計算した場合、木造・非木造の建物ごとの目標耐用年数は、その多くが2030年頃に同時期を迎えることとなりますが、耐用年数を迎えた場合、全て解体、建て替えとするのは、村の財政状況に非常に影響を与えるため、同時期に集中して建て替えを行うことは非常に困難でございます。

つきましては、今後、施設利用者である地域の住民の方々や、各施設の担当部局とも十分な協議等を行い、国からの通知などにも留意しながら、総合管理計画内にもありますとおり、10年間隔をめぐり本計画の評価・見直しを行い、それを受けた各個別施設計画の改定や実施計画において財政負担の平準化を図りながら、建て替え計画を立案するなどの対応をまいります。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） 国からの通知云々という話がありましたが、村として本当にそんな悠長な構えで構えている場合では私はないと思うんです。あと8年後には、嫌でもやってくるわけです。そして、そこであと5年後の次の見直しに何たらという話をしていましたですけども、もうこのことは今回分かったわけじゃないんです。前回の初版の時点で既にあと8年後そういうことが起こり得るということが既に分かっているわけなんです。ですから、今すぐにでも担当課を含めて真剣に協議していくべきではないですか。反対に、今からやっても遅いくらいではないかな、私個人的には思っております。その辺、村長、どう考えているか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員の本当におただしのとおりでありまして、総合管理計画を今回つくりましたけれども、待ったなしの状態も認識しながら、まずは長寿命化でできるだけ施設を有効に使いながら、各担当部局とよく相談しながら、今後進めてまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君。

○3番（鈴木 修君） これで終わりますけれども、長寿命化対策を取って、そして例えば8年後、また10年後、15年後に延ばしても、いつかは建て替えが来るわけです。それを考えれば、じゃ15年後を見通して、今からいろいろと考えておくべきではないかということを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） 3番鈴木修君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月15日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時15分）